

令和 5 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年定例監査、令和4年工事監査、令和3年度公営企業各会計決算審査、令和4年財政援助団体等監査、令和5年定例監査、令和4年度公営企業各会計決算審査及び令和4年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	松本正一郎
同	後藤靖子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	9
令和2年度公営企業各会計決算審査	20
令和4年定例監査	21
令和4年工事監査	26
令和3年度公営企業各会計決算審査	27
令和4年財政援助団体等監査	28
令和5年定例監査	32
令和4年度公営企業各会計決算審査	77
令和4年度各会計歳入歳出決算審査	79

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和5年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象415件から前回までに措置済みとなっている236件を差し引いた179件のうち、136件（指摘：132件、意見・要望：4件）が改善された。残る43件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置74件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組177件、合計251件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 設備の補強工事や交換による、安全性の確保
- ・ 経済的な契約方法への変更や手引などマニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
令和 3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指 摘	70	70	—	—
			意見・要望	4	2	—	2
			計	74	72	—	2
	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指 摘	2	1	1	—
			意見・要望	2	2	—	—
			計	4	3	1	—
令和 4年	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	指 摘	92	80	7	5
			意見・要望	3	2	—	1
			計	95	82	7	6
	工事監査	令和4.1.11 ～ 令和5.1.12	指 摘	27	26	1	—
			意見・要望	1	1	—	—
			計	28	27	1	—
	公営企業各会計 決算審査	令和4.6.1 ～ 令和4.9.6	指 摘	3	2	1	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	2	1	—
	財政援助団体等監査	令和4.9.5 ～ 令和5.2.3	指 摘	50	46	2	2
			意見・要望	8	4	3	1
			計	58	50	5	3
令和 5年	定例監査	令和5.1.6 ～ 令和5.9.7	指 摘	116	—	85	31
			意見・要望	2	—	1	1
			計	118	—	86	32
	公営企業各会計 決算審査	令和5.6.1 ～ 令和5.9.7	指 摘	3	—	3	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	—	3	—
	各会計歳入歳出 決算審査	令和5.7.10 ～ 令和5.9.7	指 摘	32	—	32	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	32	—	32	—
合 計			指 摘	395	225	132	38
			意見・要望	20	11	4	5
			計	415	236	136	43

(表 2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件、%)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
令和3年	指 摘	117	116	1	1	100	—
	意見・要望	10	8	2	—	80.0	2
	計	127	124	3	1	98.4	2
令和4年	指 摘	209	191	18	11	96.7	7
	意見・要望	12	7	5	3	83.3	2
	計	221	198	23	14	95.9	9
令和5年	指 摘	151	—	151	120	79.5	31
	意見・要望	2	—	2	1	50.0	1
	計	153	—	153	121	79.1	32

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分		令和 3年		令和 4年			令和 5年			計	
		定例	公営企業 各会計 決算審査	定例	工事	公営企業 各会計 決算審査	財政援助 団体等	定例	公営企業 各会計 決算審査		各会計 歳入歳出 決算審査
1 是正・ 改善措置	ア 返還・ 戻入等	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
		—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
	イ 財産・ 物品管理	—	—	3	1	—	1	4	—	1	10
		—	—	4	1	—	1	4	—	1	11
	ウ 会計処理	—	1	—	—	1	—	—	2	25	29
		—	1	—	—	1	—	—	2	28	32
エ 事務処理等	—	—	1	—	—	3	13	—	—	17	
	—	—	2	—	—	3	21	—	—	26	
小計	—	1	4	1	1	4	22	2	26	61	
	—	1	6	1	1	4	30	2	29	74	
2 再発防止の 取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
		—	—	2	—	—	1	1	—	—	4
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	3	—	—	—	6	—	—	9
		—	—	3	—	—	1	8	—	—	12
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	—	—	—	—	17	1	4	22
		—	—	5	—	—	—	26	3	18	52
エ 研修等の 実施	—	—	—	—	—	—	41	—	2	43	
	—	—	1	1	—	2	80	3	22	109	
小計	—	—	3	—	—	1	64	1	6	75	
	—	—	11	1	—	4	115	6	40	177	
合 計	—	1	7	1	1	5	86	3	32	136	
	—	1	17	2	1	8	145	8	69	251	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

受変電設備の整備において、耐震性を高めるため補強工事を実施したもの

p. 26 環境局 No. 9 (令和4年工事監査)

指摘の概要

環境局は、変電所の受変電設備の整備工事を行っている。

受変電設備は、耐震性を高めるため、原則として、アンカーボルトにより鉄筋コンクリートの基礎・床などの建築構造体に固定することとされている。

しかしながら、アンカーボルトが建築構造体に打ち付けられておらず、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒するおそれがある状況が認められた。

そこで、アンカーボルトの施工管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、アンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打ち付ける補強工事を完了した。

また、新たに過去の工事監査指摘を事例集にまとめ、これを活用した職場研修を定期的実施することで、再発防止を図ることとした。

土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行い、課税不足額の納付を受けたもの

p. 32 主税局 No. 16 (令和5年定例監査)

指摘の概要

主税局において、共同住宅及び区立児童遊園の敷地について、当該土地の全てを固定資産税等が軽減される小規模住宅用地として認定したものがあつた。

しかしながら、当該土地のうち、区立児童遊園の敷地(有料で借り受け使用されているため課税対象)は、土地の利用状況から非住宅用地として認定すべきものであり、小規模住宅用地として認定したことは適正ではない。

この結果、固定資産税等が、1,697万1,600円(法に基づき更正可能な平成30年度以降分の合計額)の課税不足となっている。

そこで、土地の用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、当該土地の利用状況を確認の上、用途の認定を一部非住宅用地へと修正し、当該認定に基づき、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行った。

その結果、課税不足分は全額納付された。

また、指導部門が各都税事務所に事務指導を行い、指摘事例の周知及び注意喚起を行った。

業務用スマートフォンの紛失・盗難に備え、手引を制定し、データの盗難防止措置を設定したもの

p. 36 都市整備局 No. 26 (令和5年定例監査)

指摘の概要

都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、遠隔消去機能等によるデータの盗難防止措置を設定しないまま、職員にスマートフォンを利用させていた。

庁舎外で業務用スマートフォンを紛失した場合、連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがあり、今後、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、データの盗難防止措置を設定していないことは適正でない。

そこで、業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正に管理するよう求めた。

措置の概要

局は、業務用スマートフォン等の適切な利用のために新たに制定した手引に基づき、当該部署の全てのスマートフォンについて、紛失時に遠隔からデータを消去できるようにした。

また、スマートフォン等の管理簿に、遠隔消去機能が設定済みかどうか明確にするための欄を設け、遠隔消去機能が利用できる状態での使用を徹底することとした。

AEDを交換し、点検や消耗品交換など管理を適切に行うこととしたもの

p. 42 福祉局 No. 36 (令和5年定例監査)

指摘の概要

福祉局は、中部総合精神保健福祉センターに設置している AED (自動体外式除細動器) について、設置者が行うべき事項とされている日常点検や消耗品の交換を行っていなかった。消耗品である電極パッド及びバッテリーは、交換時期を過ぎても交換されておらず、使用時に正常に動作しないおそれがある状態となっていた。

そこで、AED の管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、AED 本体の耐用期限が近付いていたことから、AED 本体ごと買い替えを行ったほか、メーカー提供のチェックリストにより点検を実施することとした。

また、指摘内容とあわせ、AED の点検及び機器交換等を適切に行うよう、局内に周知した。

CALL 教室用の授業用ソフトについて、経済的な調達方法に改めたもの

p. 74 教育庁 No. 99 (令和5年定例監査)

指摘の概要

教育庁は、都立高校の CALL 教室（外国語や情報の授業を行うため情報端末等を整備した教室）で使用する授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センター（以下「センター」という。）で調達する場合を認めていたため、各学校は購入契約により、センターはリース契約により、それぞれ調達していた。

両者の調達を比較したところ、各学校での調達よりもセンターでの調達の方が経済的であることが認められた。

同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。

そこで、授業用ソフトを経済的に導入するよう求めた。

措置の概要

庁は、各学校における CALL 教室で使用する授業用ソフトについて、より経済的な方法であるセンターでの契約による調達とすることとした。

都立ミュージアムのホームページについて、利用者にとって見やすいものとなるよう改善を図ったもの

p. 76 生活文化スポーツ局 No. 101 (令和5年定例監査)

意見・要望の概要

生活文化スポーツ局は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページ「Tokyo Museum Collection（以下「ToMuCo」という。）」を公開しており、このホームページには、都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクなどからアクセスが可能となっている。

各都立ミュージアムのホームページを見たところ、収蔵品検索ページ上に ToMuCo へのリンクがないなど、リンクの貼り方がミュージアムによって異なっていたほか、ToMuCo の説明がない、バナーデザインが統一されていない、などの状況が認められた。

そこで、都立ミュージアムのホームページを見やすいものとするとともに、ToMuCo のホームページにアクセスしやすくなるよう検討することを要望した。

措置の概要

局は、都立ミュージアムのホームページにおいて、一部不足していた ToMuCo へのリンクを記載したほか、ToMuCo のバナーデザインを統一するなど、ホームページの改善を行った。

また、ホームページ利用者の利便性に配慮するよう、局内に注意喚起を行った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和2年度公営企業各会計決算審査											
【指摘事項】											
1	水道局	減損会計の適用を適切に行うべきもの			◎						20
令和4年定例監査											
【指摘事項】											
2	住宅政策本部	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設を適正に管理すべきもの		◎			○	○			21
3	住宅政策本部	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの		◎		○		○			22
4	住宅政策本部	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの		○		◎	○	○			23
5	産業労働局	概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの						◎			23
6	産業労働局	汚水槽及び雑排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの						◎	○		24
7	産業労働局	森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託に係る概算払の精算を適正に行うべきもの						◎		○	24
8	中央卸売市場	(消防用設備等の維持管理について) 消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所は是正を組織的かつ計画的に進めるべきもの		◎					○		25
令和4年工事監査											
【指摘事項】											
9	環境局	あと施工アンカーの施工管理を適切に行うべきもの			◎					○	26
令和3年度公営企業各会計決算審査											
【指摘事項】											
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの			◎						27
令和4年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
11	総務局（東京都公立大学法人）	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの		◎						○	28
12	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの			◎					○	28

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【意見・要望事項】												
13	総務局（東京都立大学法人）	金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について						◎				29
14	福祉局（社会福祉法人等10団体）	補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について				◎						30
15	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について）指定管理者が実施する中規模修繕について				◎		○				31
令和5年定例監査												
【指摘事項】												
16	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎								○	32
17	生活文化スポーツ局	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの					◎				○	32
18	都市整備局	（運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について）業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの									◎	33
19	都市整備局	（運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について）契約変更手続を適切に行うべきもの									◎	33
20	都市整備局	（単価契約工事について）（事業用地等維持管理について）特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの									◎	34
21	都市整備局	（単価契約工事について）（測量委託について）工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの						◎			○	34
22	都市整備局	（ファイナンス・リース契約について）ファイナンス・リース契約に当たり契約目途額の積算を適切に行うべきもの							◎		○	35
23	都市整備局	（ファイナンス・リース契約について）ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの							◎		○	35
24	都市整備局	（ファイナンス・リース契約について）再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの							◎	○	○	35
25	都市整備局	（ファイナンス・リース契約について）保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの							◎		○	36
26	都市整備局	業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの					◎	○				36
27	住宅政策本部	都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの							◎		○	37
28	環境局	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの									◎	38
29	福祉局	（介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について）総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの									◎	39
30	福祉局	（滞納整理について）取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの					◎				○	39
31	福祉局	（滞納整理について）滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの					○			◎	○	40
32	福祉局	（滞納整理について）督促状の発行を適正に行うべきもの					◎			○	○	40
33	福祉局	（滞納整理について）納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの					○				◎	40
34	福祉局	（滞納整理について）滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの					○				◎	41
35	福祉局	業務委託契約における概算払の精算を適正に行うべきもの	◎								○	41
36	福祉局	AEDの管理を適切に行うべきもの		◎						○	○	42
37	保健医療局	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの									◎	42
38	保健医療局	機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの	◎		○					○		43
39	産業労働局	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの									◎	43
40	産業労働局	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの									◎	43
41	産業労働局	（樹木等の管理について）樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの							◎		○	44

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁		
			1				2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
42	産業労働局	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの									◎	44	
43	産業労働局	ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行うべきもの									◎	45	
44	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行うべきもの		◎							○	45	
45	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの									◎	46	
46	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの				◎						46	
47	中央卸売市場	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの									◎	47	
48	中央卸売市場	フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの									◎	47	
49	建設局	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの									◎	48	
50	建設局	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) 街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの									◎	○	48
51	建設局	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの										◎	49
52	建設局	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの										◎	49
53	建設局	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの									◎	○	50
54	建設局	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴収すべきもの										◎	50
55	建設局	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 正しい工種により工事を行うべきもの									◎	○	50
56	建設局	(単価契約工事について) 即時性の認められない工事等について総価契約により施行すべきもの										◎	51
57	建設局	(単価契約工事について) 実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	◎			○			○			○	51
58	建設局	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの										◎	52
59	建設局	る材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの										◎	52
60	建設局	葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	◎									○	53
61	建設局	街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの					○					◎	53
62	建設局	(清掃業務委託について) 委託内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの					◎					○	54
63	建設局	(清掃業務委託について) 合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの										◎	54
64	建設局	(ファイナンス・リース契約について) 契約目途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区別して算定すべきもの										◎	54
65	建設局	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの					◎					○	55
66	建設局	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの										◎	55
67	建設局	公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの										◎	56
68	建設局	(野球場管理委託について) 側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの					◎		○		○	56	
69	建設局	(野球場管理委託について) 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの							◎		○	57	
70	港湾局	競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの										◎	57

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
71	港湾局	船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの				○				◎	58
72	港湾局	視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの								◎	58
73	港湾局	草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの							◎	○	59
74	港湾局	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの				◎				○	59
75	港湾局	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの							◎	○	60
76	港湾局	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの		◎						○	60
77	港湾局	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの							◎	○	61
78	東京消防庁	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの								◎	62
79	交通局	(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について)再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの						◎		○	62
80	交通局	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの								◎	63
81	交通局	ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの				◎				○	63
82	交通局	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの				◎				○	64
83	水道局	(スマートメータの設置について)スマートメータを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの							○	◎	65
84	水道局	(スマートメータの設置について)給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの	◎						○	○	66
85	水道局	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの				○			◎	○	66
86	水道局	工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事案決定により対処すべきもの								◎	67
87	下水道局	(町屋幹線の整備工事における実施設計について)実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの								◎	67
88	下水道局	(町屋幹線の整備工事における実施設計について)実施設計において支障物調査を行うべきもの								◎	68
89	下水道局	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの							◎	○	68
90	下水道局	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの							◎	○	69
91	下水道局	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの							○	◎	70
92	下水道局	雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの							○	◎	71
93	下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について)保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの								◎	71
94	下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について)月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの								◎	72
95	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの				◎				○	72
96	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの								◎	73
97	教育庁	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの							○	◎	73
98	教育庁	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの								◎	74
99	教育庁	(CALL教室等の管理について)授業用ソフトを経済的に導入すべきもの							◎	○	74
100	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について)事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの							◎		75

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁			
			1				2							
			アイウエ											
【意見・要望事項】														
101	生活文化スポーツ局	6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoに関する情報提供について						◎				○	76	
令和4年度公営企業各会計決算審査														
【指摘事項】														
102	港湾局	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの（臨海地域開発事業会計）						◎				○	○	77
103	港湾局	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの（港湾事業会計）						◎				○	○	77
104	交通局	一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの										◎	○	78
令和4年度各会計歳入歳出決算審査														
【指摘事項】														
105	総務局	建物が登録漏れとなっているもの						◎				○	○	79
106	都市整備局	債権が過大計上となっているもの						◎				○		79
107	環境局	出資による権利が登録漏れとなっているもの						◎					○	79
108	福祉局	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上になっているもの						◎				○		79
109	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの						◎				○	○	80
110	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの						◎				○		80
111	福祉局	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの						◎					○	81
112	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの						◎				○	○	81
113	福祉局	建物が過大登録となっているもの						◎				○		82
114	福祉局	建物が登録漏れとなっているもの						◎				○		82
115	福祉局	物品が登録漏れとなっているもの						◎				○	○	82
116	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの						◎					○	82
117	産業労働局	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの						◎				○		83
118	産業労働局	出資による権利が過大登録となっているもの						◎					○	83
119	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの						◎					○	83
120	建設局	調定額が過小計上となっているもの						◎					○	83
121	建設局	還付未済額が過小計上となっているもの						◎					○	83
122	建設局	収入未済額が過小計上となっているもの						◎					○	84
123	建設局	土地が過大登録となっているもの						◎				○	○	84
124	建設局	土地が登録漏れとなっているもの						◎				○	○	84
125	建設局	建物が過大登録となっているもの						◎				○	○	85
126	建設局	物品が過大登録となっているもの						◎					○	85
127	港湾局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの						◎					○	85
128	港湾局	収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの										◎		86
129	東京消防庁	建物が登録漏れとなっているもの										◎	○	86

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
130	東京消防庁	物品が過大登載となっているもの			○					◎		86
131	東京消防庁	物品が登載漏れとなっているもの			○					◎		87
132	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○		87
133	教育庁	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの								◎		87
134	教育庁	支出済額が過大計上となっているもの								◎		88
135	教育庁	物品が過大登載となっているもの			◎					○		88
136	教育庁	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○		88

(表5) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【会計処理(歳入・収入)】												
108	福祉局	4決算	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上になっているもの			◎				○	79	
109	福祉局	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	80	
110	福祉局	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	80	
111	福祉局	4決算	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの			◎				○	81	
112	福祉局	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	81	
116	産業労働局	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	82	
117	産業労働局	4決算	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの			◎				○	83	
120	建設局	4決算	調定額が過小計上となっているもの			◎				○	83	
121	建設局	4決算	還付未済額が過小計上となっているもの			◎				○	83	
122	建設局	4決算	収入未済額が過小計上となっているもの			◎				○	84	
127	港湾局	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	85	
128	港湾局	4決算	収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの							◎	86	
132	教育庁	4決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	87	
133	教育庁	4決算	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの							◎	87	
【債権管理】												
30	福祉局	5定例	(滞納整理について) 取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの			◎				○	39	
31	福祉局	5定例	(滞納整理について) 滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの			○				◎	40	
32	福祉局	5定例	(滞納整理について) 督促状の発行を適正に行うべきもの			◎				○	40	
33	福祉局	5定例	(滞納整理について) 納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの			○				◎	40	
34	福祉局	5定例	(滞納整理について) 滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの			○				◎	41	
85	水道局	5定例	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの			○				◎	66	
【都税】												
16	主税局	5定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎						○	32	
【契約(仕様・積算)】												
18	都市整備局	5定例	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの							◎	33	
22	都市整備局	5定例	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約に当たり契約目途額の積算を適切に行うべきもの							◎	35	
23	都市整備局	5定例	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの							◎	35	
24	都市整備局	5定例	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの							◎	35	
25	都市整備局	5定例	(ファイナンス・リース契約について) 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの							◎	36	
28	環境局	5定例	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの							◎	38	

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁		
				1				2						
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
43	産業労働局	5定例	ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行うべきもの									◎	45	
64	建設局	5定例	(ファイナンス・リース契約について)契約目途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区別して算定すべきもの									◎	54	
65	建設局	5定例	(ファイナンス・リース契約について)ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの				◎					○	55	
66	建設局	5定例	(ファイナンス・リース契約について)再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの									◎	55	
67	建設局	5定例	公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの									◎	56	
69	建設局	5定例	(野球場管理委託について)災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの							◎		○	57	
80	交通局	5定例	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの									◎	63	
81	交通局	5定例	ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの				◎					○	63	
93	下水道局	5定例	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について)保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの									◎	71	
94	下水道局	5定例	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について)月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの									◎	72	
【契約（履行確認）】														
11	総務局（東京都立大学法人）	4財援	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの		◎								○	28
42	産業労働局	5定例	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの										◎	44
47	中央卸売市場	5定例	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの									◎	47	
48	中央卸売市場	5定例	フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの									◎	47	
68	建設局	5定例	(野球場管理委託について)側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの				◎		○			○	56	
73	港湾局	5定例	草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの									◎	○	59
74	港湾局	5定例	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの				◎						○	59
75	港湾局	5定例	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの									◎	○	60
78	東京消防庁	5定例	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの										◎	62
84	水道局	5定例	(スマートメータの設置について)給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの	◎								○	○	66
96	教育庁	5定例	(遊具安全点検委託について)点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの										◎	73
【契約（その他）】														
6	産業労働局	4定例	汚水槽及び雑排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの									◎	○	24
8	中央卸売市場	4定例	(消防用設備等の維持管理について)消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所は是正を組織的かつ計画的に進めるべきもの		◎							○		25
12	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4財援	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの				◎						○	28
15	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	4財援	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)指定管理者が実施する中規模修繕について				◎		○					31
19	都市整備局	5定例	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)契約変更手続を適切に行うべきもの										◎	33

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
20	都市整備局	5定例	(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について)特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの									◎	34
21	都市整備局	5定例	(単価契約工事について)(測量委託について)工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの							◎		○	34
27	住宅政策本部	5定例	都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの								◎	○	37
29	福祉局	5定例	(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について)総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの									◎	39
37	保健医療局	5定例	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの									◎	42
38	保健医療局	5定例	機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの		◎		○					○	43
39	産業労働局	5定例	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの									◎	43
40	産業労働局	5定例	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの									◎	43
41	産業労働局	5定例	(樹木等の管理について)樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの							◎		○	44
49	建設局	5定例	(街路樹におけるナラ枯れ対策について)ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの									◎	48
50	建設局	5定例	(街路樹におけるナラ枯れ対策について)街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの									◎	48
51	建設局	5定例	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの									◎	49
52	建設局	5定例	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの									◎	49
53	建設局	5定例	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの							◎		○	50
54	建設局	5定例	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴取すべきもの									◎	50
55	建設局	5定例	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)正しい工種により工事を行うべきもの								◎	○	50
56	建設局	5定例	(単価契約工事について)即時性の認められない工事等について総価契約により施行すべきもの									◎	51
57	建設局	5定例	(単価契約工事について)実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	◎			○			○		○	51
58	建設局	5定例	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの									◎	52
59	建設局	5定例	ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの									◎	52
60	建設局	5定例	葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	◎								○	53
61	建設局	5定例	街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの				○					◎	53
62	建設局	5定例	(清掃業務委託について)委託内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの				◎					○	54
63	建設局	5定例	(清掃業務委託について)合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの									◎	54
70	港湾局	5定例	競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの									◎	57
71	港湾局	5定例	船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの				○					◎	58
72	港湾局	5定例	視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの									◎	58
76	港湾局	5定例	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの		◎							○	60
79	交通局	5定例	(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について)再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの							◎		○	62

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
83	水道局	5定例	(スマートメータの設置について)スマートメータを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの							○	◎	65
86	水道局	5定例	工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事案決定により対処すべきもの								◎	67
87	下水道局	5定例	(町屋幹線の整備工事における実施設計について)実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの								◎	67
88	下水道局	5定例	(町屋幹線の整備工事における実施設計について)実施設計において支障物調査を行うべきもの								◎	68
89	下水道局	5定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの							◎	○	68
90	下水道局	5定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの							◎	○	69
91	下水道局	5定例	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの							○	◎	70
92	下水道局	5定例	雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの							○	◎	71
95	教育庁	5定例	(遊具安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの				◎				○	72
97	教育庁	5定例	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの							○	◎	73
98	教育庁	5定例	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの								◎	74
99	教育庁	5定例	(CALL教室等の管理について)授業用ソフトを経済的に導入すべきもの							◎	○	74
【会計処理（歳出・支出）】												
5	産業労働局	4定例	概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの							◎		23
7	産業労働局	4定例	森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託に係る概算払の精算を適正に行うべきもの							◎	○	24
35	福祉局	5定例	業務委託契約における概算払の精算を適正に行うべきもの	◎							○	41
77	港湾局	5定例	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの							◎	○	61
134	教育庁	4決算	支出総額が過大計上となっているもの								◎	88
【補助金等】												
14	福祉局（社会福祉法人等10団体）	4財援	補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について				◎					30
【財産管理】												
2	住宅政策本部	4定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設を適正に管理すべきもの	◎			○	○				21
3	住宅政策本部	4定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	◎	○			○				22
44	中央卸売市場	5定例	(遊休施設の管理について)募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行うべきもの	◎							○	45
45	中央卸売市場	5定例	(遊休施設の管理について)速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの								◎	46
46	中央卸売市場	5定例	(遊休施設の管理について)経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの				◎					46
100	教育庁	5定例	(教育財産の目的外使用許可について)事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの							◎		75
105	総務局	4決算	建物が登録漏れとなっているもの			◎				○	○	79
106	都市整備局	4決算	債権が過大計上となっているもの			◎				○		79

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁		
				1				2						
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
107	環境局	4決算	出資による権利が登載漏れとなっているもの			◎						○	79	
113	福祉局	4決算	建物が過大登載となっているもの			◎						○	82	
114	福祉局	4決算	建物が登載漏れとなっているもの			◎						○	82	
115	福祉局	4決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎						○	82	
118	産業労働局	4決算	出資による権利が過大登載となっているもの			◎						○	83	
119	産業労働局	4決算	出資による権利が登載漏れとなっているもの			◎						○	83	
123	建設局	4決算	土地が過大登載となっているもの			◎						○	84	
124	建設局	4決算	土地が登載漏れとなっているもの			◎						○	84	
125	建設局	4決算	建物が過大登載となっているもの			◎						○	85	
126	建設局	4決算	物品が過大登載となっているもの		◎							○	85	
129	東京消防庁	4決算	建物が登載漏れとなっているもの			○						◎	86	
130	東京消防庁	4決算	物品が過大登載となっているもの			○						◎	86	
131	東京消防庁	4決算	物品が登載漏れとなっているもの			○						◎	87	
135	教育庁	4決算	物品が過大登載となっているもの			◎						○	88	
136	教育庁	4決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎						○	88	
【施工】														
9	環境局	4工事	あと施工アンカーの施工管理を適切に行うべきもの			◎							○	26
【システム】														
26	都市整備局	5定例	業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの						◎	○				36
【その他】														
1	水道局	2公決	減損会計の適用を適切に行うべきもの			◎								20
4	住宅政策本部	4定例	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの		○		◎	○		○				23
10	水道局	3公決	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの			◎								27
13	総務局（東京都公立大学法人）	4財援	金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について						◎					29
17	生活文化スポーツ局	5定例	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの					◎					○	32
36	福祉局	5定例	AEDの管理を適切に行うべきもの			◎						○	○	42
82	交通局	5定例	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの					◎					○	64
101	生活文化スポーツ局	5定例	6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuColに関する情報提供について					◎					○	76
102	港湾局	4公決	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの（臨海地域開発事業会計）				◎					○	○	77
103	港湾局	4公決	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの（港湾事業会計）				◎					○	○	77
104	交通局	4公決	一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの									◎	○	78

〔令和2年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
1	水道局	減損会計の適用を適切に行うべきもの	<p>地方公営企業法施行規則等を受けて、局は、固定資産の減損会計の取扱いを定めることを目的として、「減損処理取扱要綱」を作成している。</p> <p>要綱に沿って見ていくと、工業用水道事業の事業廃止が決定されたことは、法律的环境の著しい悪化であり、要綱の「事業に関連して、経営環境が著しく悪化した」事象に当たる。そして、廃止・支援計画の下で給水収益及び給水件数の減少傾向が顕著になっている状況及び配水管等の撤去が進捗している状況は、要綱の「使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた」事象とすることが妥当である。また、廃止条例施行後の令和元年度及び令和2年度において、営業損益、経常損益、業務活動から生じるキャッシュ・フローがいずれも、継続してマイナスとなっており、かつ、給水収益の減少及び事業廃止経費の支出により、今後ともマイナスとなることが見込まれる。このことは、要綱の「業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、かつ、今後とも継続してマイナスとなる見込みであること」に当たる。</p> <p>しかしながら、局は、減損の兆候はないと判断し、減損損失の認識の判定を行っておらず、決算書において、減損に係る注記を行っていない。事業廃止に向けて事業整理を進めている中で減損が生じている可能性を示す事象があり、減損の兆候があると判断することが適当であり、今後会計閉鎖に向けて状況に応じて減損の注記を行うなど適正な減損処理を行っていくべきである。加えて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失の測定を行う場合には、事業廃止に向けた資産の償却年数短縮などに十分に配慮していく必要がある。</p> <p>局は、減損会計の適用を適切に行われたい。</p>	<p>令和4年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するとともに、減損損失に関する注記を行った。</p> <p>【1-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					

〔令和4年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
2	住宅政策本部	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設を適正に管理すべきもの	<p>本部は、練馬区内の光が丘第3アパートの建設に伴い、「グラントハイツ跡地開発における住宅地内道路・自転車・歩行者専用道路・児童公園等の整備に関する協定書」に基づき、区へ無償譲渡する施設として、歩行者及び自転車用の通行橋「ひびき橋」を団地内通路の一部として設置した。</p> <p>その後、ひびき橋については平成2年7月に、通常、測量等の手続を残すのみである場合に用いられる仮引継ぎが行われて、以降は区が維持管理を行っていた。</p> <p>なお、組織改正により、練馬区を所管する部所は本部事業部から東部住宅建設事務所となり、さらに、西部住宅建設事務所へ変更となっている。部及び両所はいずれも仮引継ぎの状態を継続させ、結果として28年以上区へ施設の移管を行わなかった。</p> <p>このため、区は令和元年9月に、移管完了の条件である財産処理が履行されないまま、このような法的根拠のない維持管理を継続できないとして、財産処理等の手続に関して来年度以降も具体的な予定がなければ、都へ施設を返還すると申し入れ、都はこの返還を受け入れて、令和2年度から維持管理費を負担している。</p> <p>そこで、これまでの事実経過について確認したところ、ひびき橋の移管を行わなかったことに対する明らかな理由は確認できなかった。</p> <p>所が、速やかにひびき橋の移管を行わなかったことは、協定書及び「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に反し適正でない。</p> <p>また、財産管理において区との調整状況の記録がないこと、区が令和元年に、移管完了の条件である財産処理について具体的な予定がなければ返還すると申し入れてきた際に、適切に移管を進める機会があったにもかかわらず、対応を行わないまま返還を受けたことは、要綱及び「都営住宅建設事業実務の手引き」に反する上、公有財産の管理上、適正でない。</p> <p>所は、財産管理を適正に行い、移管予定施設について適正に管理されたい。</p>	<p>西部住宅建設事務所は、ひびき橋について、適正な管理に向けた区との協議を踏まえ、令和5年3月29日に「光が丘団地8号橋（ひびきはし）の取扱いについて（方針）」を決定した。今後は、ひびき橋移管について団地住棟等の建替えやひびき橋の大規模改修、架け替え等の検討を行う際に、区と再協議を行うこととし、それまでの間、都が適正に維持管理を行う。</p> <p>具体的には、ひびき橋を令和5年1月10日に公有財産台帳へ登録し、東京都住宅供給公社との管理委託業務の対象として盛り込んでいる。</p> <p>【1ーイ】 その他の未移管財産について、状況や課題の把握に努めるとともに、関係自治体との移管協議を順次進めている。</p> <p>また、都営住宅経営部は「移管施設処理推進会議設置要綱」を制定するとともに、部主催の移管に向けた移管施設処理推進会議（第1回は令和5年6月26日実施）を年2回開催することとし、事務所から状況等を報告、共有を図るなど移管事務の組織的な進捗管理を徹底した。【2ーア、2ーウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
	◎			○		○	

3	住宅政策本部	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	<p>西部住宅建設事務所は、移管予定施設については、担当がエリアごとに漏れなく管理し、個別状況は担当者間で適切に引き継いでいると説明する。しかしながら、移管を進められず返還されたり、移管手続が長期化している案件が生じている。</p> <p>また、部は、当初の団地の建設計画時に地元自治体と移管予定施設に係る協定を締結した後は、所が部に対し、測量依頼や相談を行えば移管の進捗状況を確認できるので、漏れなく状況を把握していると説明する。しかしながら、部における一覧管理表の記載事項には、ひびき橋が返還されたこと等について記載がなく、部が問題点を把握できていなかったことが確認できた。</p> <p>所は、「都営住宅建設事業実務の手引き」で定めている財産処理経過簿を作成せず、また、施設の移管は、相手方とスケジュールや補修箇所等の整理などを交渉しつつ数年程度かけて進めていく必要があり、組織的に対応していくには交渉や調整の記録を作成することが必須であるが、これを行っておらず適正でない。</p> <p>部は、団地別に一覧管理表を作成してはいるものの、平成26年度を最後に更新を行っておらず、個別の相談等による管理を行っている。しかし、現状の管理手法では、測量依頼が遅れたり、また、調整の状況等について担当者間で引継ぎが漏れた場合に把握ができず、適正でない。加えて、部は所に対し、手引等で定める手順を遵守するよう指導もしておらず、所の情報を一元的に把握して調整していくことも行っておらず適正でない。</p> <p>所は、調整状況の記録、財産処理経過簿の作成等により移管予定施設の管理を適正に行われたい。</p> <p>部は、記録等の作成を所へ指導した上で、施設整備や移管予定施設について、管理を適正に行われたい。</p>	<p>令和5年3月に、都営住宅経営部は未移管施設の移管推進に向けて執行体制の構築や役割分担などを定めた「地域開発要綱に基づく公共施設の移管推進計画」を策定した。</p> <p>本計画では、「都営住宅建設事業実務の手引き」の財産処理に関する内容を改め、現行の事務処理フローを明確化するとともに、手引の「財産処理経過簿」に代わり、未移管施設の一覧表と管理個票の作成や公有財産台帳への登録などを定めることで、区市等との交渉状況、測量・補修の必要性及び今後のスケジュール等、施設の個別管理の共有が図られる仕組みを導入した。</p> <p>【1-イ】 現在事務所では、本計画に基づき、未移管施設の状況把握や測量、地元自治体との調整などを進めており、随時、一覧表と管理個票を更新することで、その状況を整理している。</p> <p>そのうえで、部主催の移管に向けた移管施設処理推進会議（第1回は令和5年6月26日実施）を年2回開催することとし、事務所から状況等を報告、共有を図るなど移管事務の組織的な進捗管理を徹底した。【1-エ】 都営住宅経営部は、現在進めている建替団地内の移管予定施設については、隔月開催の建替事業に係る進行管理会議において、本体工事等の施工状況と併せて、移管事務の進捗状況を事務所からの報告事項とし、移管が完了するまで部・所の関係者間で共有を図ることで、新たな未移管施設が生じないよう、組織的な進捗管理を徹底している。【2-ウ】</p>			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
	◎		○			○	

4	住宅政策本部	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの	<p>都営住宅経営部は、都営住宅の建替えのため、入居者の移転先の住戸を確保している（以下「事業用空き住戸」という。）。</p> <p>部は、建替事業で建築した住棟については、事業用空き住戸専用として東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所が管理することとし、「建替事業等の実施に伴う事業用住宅の運用に関する要領」において、事業用空き住戸としての保有期間を定めている。</p> <p>そこで、両所において3年以上未入居となっている事業用空き住戸の一覧を確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 老朽化した昭和40年代に建築した都営住宅の建替えを進めている中、事業用空き住戸として昭和40年代の住戸も多く確保している。</p> <p>② 12年以上未使用である住戸が認められる。</p> <p>こうした状況について、所は、検討中の建替計画に沿って事業用空き住戸を確保していると説明するが、建替計画に即していると判断できる資料は確認できなかったことから、未入居期間3年以上の約3,000戸について、適切に確保していると判断できない。</p> <p>あわせて、移転先を確保している建替予定の住宅の建替計画が未定であること、また、各事業用空き住戸の確保先は現在の確保先以外は確認できないことから、事業用空き住戸として継続的に確保していることが適切であるか判断できない。</p> <p>部は、未入居期間が長期間となっている事業用空き住戸の取扱いを定めるなど、両所において事業用空き住戸が有効活用されるよう方策を検討されたい。</p>	<p>令和5年3月、都営住宅経営部は、長期保有の空き住戸の取扱い等を定めた「都営住宅建替事業に係る事業用住戸の取扱方針」を策定した。</p> <p>また、事務所が建築計画に即して保有戸数を精査できるよう、個々の建替え予定団地に対して、確保する事業用住戸数を整理できる新様式を定めた。</p> <p>精査の結果、活用見込みの低い住戸は、速やかに公募用へ切り替えることを原則とし、特に長期保有となっている住戸については、使用予定や保有理由を部・所で確認する仕組みを導入した。</p> <p>これらの取組により、令和4年12月から令和5年7月までの実績で1,277戸（うち3年以上保有住戸759戸、昭和40年代建設住戸133戸）の事業用空き住戸を公募用に切り替えた。【1-イ、1-エ】</p> <p>年2回、都営住宅経営部が主催する「事業用住戸管理調整会議」において、事務所の事業用住戸の保有状況や使用予定等を確認し、事業用住戸の確保及び公募への切替えを行ってきた。都営住宅経営部は、令和5年3月に「建替事業等の実施に伴う事業用住戸の運用に関する要領」の改正を行い、事業用から公募用へ切替えるための事務処理方法を確立し、事業用住戸の必要戸数の精査を行い、公募用への積極的な切替えを行っている。</p> <p>また、昨年度までは公募用への切替え事務を上記の調整会議開催時に併せて行っていたが、令和5年度からは、新たに年2回を追加し、合計で年間4回切替え事務を実施することとし、空き家となる期間の短縮に努めている。【2-ア、2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
	○		◎	○		○	
5	産業労働局	概算払による委託契約の精算金額の適正に行うべきもの	<p>雇用就業部は、就職を促進するためのマッチングイベントを委託契約により行っている。</p> <p>契約に係る委託料の精算の内容を見たところ、いずれも概算払により受託者へ支払った委託料の返還が発生していた。この精算の内容について、部は、概算払により支払った委託料と受託者から提示を受けた精算額の差額により差引返還額を算出したとしているが、委託料の大部分を占める委託費の内訳が記載されておらず、具体的にどの業務に係る経費等が増減したことによって当該返還額が発生しているのか確認できない状況となっていた。</p> <p>部は、実際の業務内容に応じた精算となっているかを確認できる資料等の提出を受託者から受けず、各項目の精算金額が適正であるか書面上確認できないまま精算し、概算払で支払った委託料の返還を受けていることは、適正でない。</p> <p>部は、概算払による委託契約の精算金額の適正に行われたい。</p>	<p>部は、概算払の精算書内訳書について費用の内訳を記載するよう受託者と調整し、令和4年9月に書式改善を行った。受託者から金額が確認できる資料等の提出を受け、書式改善した精算書内訳書を用い、令和5年5月15日に委託金額を確定し、同月19日に精算を行った。【2-イ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		

6	産業労働局	汚水槽及び雑排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの	<p>森林事務所は、汚水槽と雑排水槽の清掃委託を契約している。また、清掃時に排出される汚泥について産業廃棄物処分委託を契約している。</p> <p>① 清掃委託について 所は、汚水槽と雑排水槽の2件の清掃委託契約について、単数見積による随意契約としている。しかし、作業内容等が類似していること、当該契約による清掃は同日に行われていたことから、1件にまとめることができるものであった。それぞれにおいて随意契約を行っていることは適切でない。</p> <p>また、契約の履行状況について確認したところ、いずれも報告書の記載や写真の添付がなく、漏水の有無を調べたことが確認できない状況であった。仕様書で受託者に求めている内容について、書面で履行の確認ができない状況であるにもかかわらず、所が検査を合格として委託料を支払っていることは、適正でない。</p> <p>② 汚泥処理委託について 契約時に受託者から産業廃棄物処分業の許可証の写しの提出を受けていたものの、契約期間中にその有効期間が切れることから、令和3年12月に有効期間更新後の許可証の写しの提出を受けていた。しかし、令和3年11月に汚泥の処理が行われており、その時点では、受託者が産業廃棄物の処分業の許可業者であるかどうか確認を行っていない状況であるため適切でない。</p> <p>所は、汚水槽及び雑排水槽の清掃並びに汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行われたい。</p>	<p>所は、汚水槽及び雑排水槽の2件の契約について、1件の契約としてまとめることにした。令和5年度の契約は、令和5年5月30日に締結した。</p> <p>また、汚水槽及び雑排水槽の清掃に係る報告書の様式に清掃後の水張り点検の項目を追加した。令和4年7月の点検の際には、新様式の報告書を提出させるとともに、写真を添付させ確認を行った。【2-イ】</p> <p>さらに、令和4年度の契約から産業廃棄物の許可証の有効期限について、複数チェックを行い、期限切れの場合、速やかに受託者に対して提出をするよう指示することにした。</p> <p>【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎	○	
7	産業労働局	森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託に係る概算払の精算を適正に行うべきもの	<p>農林水産部は、「とうきょう森づくり貢献認証制度」のPR、企業等からの問合せ対応、申請書の受理・確認、審査委員会の開催等を委託している。</p> <p>委託に当たり、部は、</p> <p>① 受託者が、都の森林林業行政にとって重要な役割を担っている団体であること</p> <p>② 都の補助事業及び委託事業による収入を主たる財源としていて、概算払による資金を受けなければ当該委託事業の実施が困難であることを理由として、委託料を四半期ごとに概算払し、年度末に精算することとしている。</p> <p>受託者からの実績報告書によると、人件費及び事業費は契約金額よりも実績額が高額になっているため、実績額に係る部の確認内容を見たところ、事務費及び事業費については、経費に係る契約書及び領収書により確認していたものの、人件費については実額の確認をしておらず、適正でない。</p> <p>部は、概算払の精算を適正に行われたい。</p>	<p>部は、受託者から人件費の根拠資料の提出を受け、それが反映された経理実績書を確認した上で、令和5年4月13日に委託金額を確定し、同月24日に精算を行った。【2-イ】</p> <p>また、令和4年7月8日、補助金交付や委託料概算払などを担当している全ての森林課内職員に対し、再発防止のための研修を実施した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		○

8	中央卸売市場	(消防用設備等の維持管理について) 消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所を組織的かつ計画的に進めるべきもの	<p>食肉市場は、委託契約により、消防法に基づく消防用設備等の点検を実施している。</p> <p>点検委託契約において不良と判定された設備について、同一の事由により約2年（1年11か月）以上不良と判定され続けているものが70か所認められた。また、これらの設備のうち、3年5か月以上不良と判定され続けている箇所が25か所あるなど、長期間に渡って同一の事由により不良と判定されており、設備の機能を有効な状態に維持していないことが認められた。</p> <p>監査日（令和4年1月19日）現在における場の消防用設備等の状態は、消防法の規定に反しているばかりでなく、消防用設備等は、その機能を有効な状態に維持しなければ、市場利用者等の安全の確保が困難となる。また、点検結果を受けての対応について、場は、不良原因及びその程度を確認し、緊急性や予算等を踏まえ、修繕等を進めているとしているが、その対応は、不良と判定された箇所の是正に向けた対応方針を定めるなど、組織的かつ計画的なものとなっておらず、適切でない。</p> <p>場は、消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所の是正を組織的かつ計画的に進められたい。</p>	<p>食肉市場は、同一の事由により約2年（1年11か月）以上不良と判定され続けていた70か所について、令和5年6月までに修繕を完了した。</p> <p>【1-イ】</p> <p>場は、事業部及び管理部からの令和4年6月29日付通知文に基づき、消防設備等の点検結果一覧及び不具合判明後1年以上経過した不良箇所一覧を作成する際、今後の対応策等を設備課長、副場長及び場長が確認することにより、不良箇所の是正を組織的かつ計画的に進めることとした。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
	◎					○	

〔令和4年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
9	環境局	あと施工アンカーの施工管理を適切に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、変電所の受変電設備の整備工事を行っている。</p> <p>ところで、局が耐震計算の根拠とした「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」によると、設備機器の耐震支持は、原則としてアンカーボルトによることとし、鉄筋コンクリートの基礎・床など建築構造体に緊結することとしている。また、建築構造体ではない無筋コンクリートの床に、設備機器を直接アンカーボルトで支持することは避けることとされている。</p> <p>しかしながら、受変電設備の工事関係書類について見ると、あと施工アンカーが無筋コンクリートまでしか打設されておらず、建築構造体に緊結されていない状況が認められた。</p> <p>このような状況は、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒することにより、停電を引き起こし、関連施設に甚大な影響を及ぼすおそれがあり適切ではない。</p> <p>局は、あと施工アンカーの施工管理を適切に行われたい。</p>	<p>廃棄物埋立管理事務所は、受変電設備を支持するアンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打設する補強工事を、令和5年3月27日に完了した。【1-イ】</p> <p>局は、令和5年1月10日付通知文により指摘内容について局内の工事関係部署に周知し、再発防止を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>廃棄物埋立管理事務所は、近年工事監査で指摘された内容をまとめた所の監査指摘事例集を新たに作成し、令和5年1月11日、同年6月27日にそれぞれ所内研修を実施し、再発防止の徹底を図った。今後も所内研修を定期的実施することで、職員の技術力の向上を図っていく。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○

〔令和3年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの	<p>令和2年度決算において、減損の兆候があると判定することが妥当であると指摘したところであるが、局は、令和3年度においても、減損の兆候はないと判定し、減損に関する注記を行っていない。</p> <p>しかしながら、令和3年度は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態や将来の経済的便益が著しく減少した状態が進行し、より一層減損の兆候があると判定することが妥当な状況となっており、令和2年度に引き続き減損の注記を行っていないことは、規則、指針及び要綱に照らして適切でない。</p> <p>局は、配水管の転用、撤去計画を令和4年度までに策定するとしているが、事業廃止まであと1年を切り、事業整理が進行するなかで、主要な資産の処分方針を決定し、それに基づき損失見込みを算定するなどして、減損の兆候や認識の判定等を行い、減損損失が認識された場合には、貸借対照表の固定資産の帳簿価額を減額し、減損損失の認識に至らなかった場合でも、その理由や兆候の概要等を減損に関する注記の区分に適切に記載すべきである。</p> <p>公営企業は、その公共的な性格から、議会や都民に対する説明責任を果たすため、業績評価に必要な情報を適切に開示することが求められる。これを踏まえて局は、決算書における減損に関する注記の重要性に留意する必要がある。</p> <p>局は、減損会計を適切に適用し必要な情報を提供されたい。</p>	<p>令和4年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するとともに、減損損失に関する注記を行った。</p> <p>【1-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					

〔令和4年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要							
	措置区分										
11	総務局（東京都公立大学法人）	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	<p>法人は、南大沢キャンパスの各研究室に設置し学生が研究活動に使用するクレーンについて、契約により点検を委託している。</p> <p>ところで、法人における点検結果の対応状況について見たところ、令和4年3月に整備の緊急性が「高」と判定されたクレーンは、平成30年度と同契約から同様の判定が4年間継続しているにもかかわらず、監査日（令和4年10月31日）現在、交換の対応を行っていないことが認められた。</p> <p>本委託契約の主旨である重大な人身事故や設備の損傷等を未然に防止するという目的を踏まえれば速やかに交換すべきであり、委託の成果である点検報告が結果として十分に活用されていないのは適切でない。</p> <p>法人は、学生等の安全確保に努めるためにも、クレーンの点検結果の対応を速やかに行われたい。</p>	<p>法人は、令和5年6月7日付けで、金属製ワイヤロープの交換対応を行った。【1-イ】</p> <p>法人は、令和5年3月30日付通知文を法人内資産管理者宛てに発出し、監査指摘事例の周知を行うことで注意喚起を実施した。【2-エ】</p>							
					1		2				
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎									○
12	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの	<p>多摩動物公園では、動物脱出防止柵設備の保守管理を委託契約により行っている。同設備はA社製とB社製の2種類があり、それぞれ総合点検及び定期点検を年1回ずつ実施している。</p> <p>総合点検における点検報告書を確認したところ、B社製の動物脱出防止柵設備については、パルス間隔や出力エネルギー等手順に沿って点検が行われ、設備が正常に作動することを確認している。他方で、A社製の設備については、電気柵における電圧のみを計測し、電柵器に点検口がないため電柵器を点検できないと報告されている。</p> <p>協会は、A社がすでに存在せず、メーカーによる点検や電柵器の改修はできないこと、電気設備に関する技術基準を定める省令に照らし、安全性については、電圧を確認できれば電流は流れるので問題はないと考えたことから、電柵器の点検データがないままで点検結果を承認したとしている。</p> <p>しかし、B社製の設備と同等の内容の点検を行う必要があること、電柵器の保守においては安全性だけでなく、機能が維持されていることを確認すべきであることから、電圧に加えて電流を確認する必要があるが、協会はこれを行っておらず、適正でない。これは協会が仕様書の点検内容に「電柵器」とのみ記載し、具体的な点検項目を定めていないことによるものである。</p> <p>協会は、動物脱出防止柵設備について、仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め、管理を適正に行われたい。</p>	<p>協会は、A社製電柵器について、経年劣化のためB社製電柵器への更新を令和5年12月までに行うこととし、工事契約を同年8月31日付けで締結した。また、更新工事完了後の保守委託契約の仕様書に具体的な点検項目を定めた。【1-エ】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて指摘事項を周知し、注意喚起した。【2-エ】</p>							
					1		2				
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
			◎								○

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
13	総務局（東京都公立大学法人）	金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について	<p>法人は、資金を預金、地方債、政府保証債、財投機関債、社債及び金融債で運用している。</p> <p>法人が購入した金融債は、経営審議会で承認された資金管理計画において、運用を検討する対象として記載されていなかった。当該金融債は外国金融機関が発行する仕組債で各種リスクを有するが、経営審議会には、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、概要、リスクについての情報が付されておらず、公債や政府保証債に類する債券とは異なるリスクを有する債券を運用対象として検討することについて諮られていなかった。資金管理規程では、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしているが、当該金融債の購入が同計画に基づいた個別の運用となっていなかったことは適切ではなく、改善を検討する必要がある。</p> <p>法人の資金管理方針では、信用リスク等の低減を図り、元本の保全に努めることを運用の基本としている。民間の金融機関が発行する仕組債のような各種リスクに晒された債券で運用するのであれば、経営審議会への定期的な報告の頻度を高めるとともに、金融情勢やリスクの変化に応じて随時、報告することとし、審議・承認を経て、臨機応変に運用方法を変更するなどの対応をとれるようにしておく必要がある。経営審議会に運用実績の報告を年度末に行うだけではリスク管理の側面から十分ではなく改善を検討する必要がある。</p> <p>法人は、令和2年度及び令和3年度の財務諸表の附属明細書の中で、当該金融債を満期保有目的債券に区分した上で、早期償還の可能性が高かったことから流動資産に計上していた。</p> <p>しかしながら、当該金融債の運用期間は発行日から3年間となっており、監査日（令和4年11月25日）現在、早期償還されていない。償還日は両年度ともに、貸借対照表日の翌日から起算して一年を超えるため、固定資産の投資その他の資産に計上すべきである。また、財務諸表の注記では、公債や政府保証債に類する債券以外の金融債等により運用している場合、具体的な運用対象商品のみならず、各種リスクの特性やリスク管理体制等を記載することによって、都民に付託された経済資源に関する情報を提供すべきである。</p> <p>財務報告の透明性や都民への説明責任をこれまでも増して向上させるため、今後、財務諸表の表示や金融商品の状況に関する事項の記載を充実させていくことが望まれる。</p>	<p>東京都公立大学法人会計規則第35条に定める「資金管理計画」に「総合的な管理体制等が整備されるまで、金融債及び社債の新規購入は行わない。」「資金運用状況については、2023年度から、経営審議会に年3回（6月・12月・3月）報告を行う。」ことを明記し、令和5年3月17日開催の第12回東京都公立大学法人経営審議会（以下、経営審議会という。）へ報告を行い、承認された。</p> <p>該当の金融債については令和5年5月12日に利息分とともに償還された。回収資金については当面の間は合同金銭信託に組み入れ、可能な限りの運用益を確保するようにした。</p> <p>会計管理課は、令和5年5月12日付けで、有価証券の区分方法について「財務諸表作成にかかる注意事項」を作成し、決算における財務諸表作成の手順書の中に組み入れることとした。今後、金融債等による運用を行う場合、地方独立行政法人会計基準等に基づき、監査法人とも確認を図りながら、財務諸表の注記について適正な内容を記載する。</p> <p>令和5年6月23日開催の第3回経営審議会において、「資金運用状況報告」を行った。【2-ア】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎			

14	福祉局（社会福祉法人等10団体）	補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について	<p>局は、団体に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、本監査において、各施設から報告された実績数値が実際の事業実績と異なっていたことなどにより、補助金過大交付が指摘されたところである。</p> <p>局は、各施設から実績数値を記載した実績報告書を徴しているが、現地指導を行う一部の施設及び一部の加算項目を除いて実績数値の裏付けとなる資料についての確認が不十分であり、このことによって実績数値の誤りを看過し、多くの過大交付が発生している。</p> <p>局は、根拠資料の確認の取組を拡充するとともに、施設への説明方法の改善を図るなど、より一層、補助金の公正かつ効率的な交付に努めることが望まれる。</p>	<p>① 子供・子育て支援部は、令和5年度現地調査の対象施設を、令和4年度の35施設から54施設に増やし、施設宛てに現地調査する旨を通知した。そのうち、既存施設については、これまでに過誤申請があった施設を中心に対象を選定した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>② 補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、令和5年2月24日にホームページに掲載した。【1-エ】</p> <p>③ 本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上に令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者が確認できるようにした。その際、②の一覧表や施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>④ 申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（Jグランツ）を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>⑤ 実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を設けたファイルの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【1-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				

15	建設局（公益財団法人東京都道路整備保全公社）	<p>（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 指定管理者が実施する中規模修繕について</p>	<p>八重洲駐車場ほか4駐車場は、老朽化が進行しているため、都が施設設置者として大規模改修を実施している。また、指定管理者は、駐車場施設の維持管理に必要な中規模修繕を自らの運営経費において実施するものとされている。</p> <p>ここで、指定管理者が行う中規模修繕において、都が行う大規模改修に伴う事前・事後の調査が、計画及び実施されていることが認められた。しかしながら、大規模改修前の全面打診調査や、大規模改修後の路面打診調査などは、経常的な維持管理を行う中規模修繕として、金額的に見て必ずしも見込めるものではなく、また、賄えるものでもない。</p> <p>また、中規模修繕経費枠は、大規模改修の実施状況を考慮して逡減されているが、大規模改修に係る調査や大規模改修後の補修などが計画及び実施されており、大規模改修実施駐車場の中規模修繕の実績は、必ずしも減少していない。</p> <p>さらに、指定管理に係る各基本協定では、中規模修繕経費枠に係る指定管理者との協議について、明らかに特段の事情のある場合に限定されているにもかかわらず、局が、執行上急遽必要な場合に、協議により中規模修繕枠の設定を変更し、実質的な執行対応を行うことを想定しているとするのは、基本協定に定める中規模修繕経費枠の意義を損なうことになりかねない。</p> <p>このような状況において、現行の大規模改修の実施状況を考慮した中規模修繕経費枠は、指定管理者等選定要項の中規模修繕経費枠の考え方と、現状の運用との整合が取れていないことから、令和4年度には協議による変更が生じる事態となっており、中規模修繕経費枠の意味をなさない。また、特命理由である大規模改修を終えた後は、公募による指定管理者の選定となるが、現状の中規模修繕の実施範囲、中規模修繕経費枠の考え方では、経費見積り及び中規模修繕が実施できないなど、現行指定管理者でない支障を来しかねない、あるいは現行指定管理者が選定において有利となりかねない状況である。</p> <p>よって、中規模修繕の現状を精査し、有効な中規模修繕経費枠を設定するなど、中規模修繕の範囲と当該経費枠の考え方を明確にし、指定管理者が、要項や基本協定等の定めに基づいて中規模修繕が実施できるようにすることが重要である。</p> <p>局は、指定管理者が実施する中規模修繕について、本来の定義に則した運用となるよう、その範囲と当該経費枠の考え方を精査することが望まれる。</p>	<p>道路管理部は、中規模修繕の現状を精査し、経常的な維持管理に必要となる工事を明確にした中規模修繕予定表を作成し、これに基づき中規模修繕を実施することを基本協定に補足した。また、これらの内容について、令和5年8月25日開催の情報連絡会にて指定管理者と共有した。【1-エ】</p> <p>今後は作成した予定表に基づき、計画的に適切な経費枠を見積もり、中規模修繕を実施していくこととした。【2-イ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎		○		

〔令和5年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
16	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>港都税事務所は、共同住宅及び有料で借り受け使用されている区立児童遊園の敷地について、土地の全てを小規模住宅用地として認定していた。</p> <p>しかしながら、当該区立児童遊園の敷地は、土地の利用状況から非住宅用地として認定すべきものであり、小規模住宅用地として認定したことは適正ではない。</p> <p>この結果、固定資産税等が、1,697万1,600円（法に基づき更正可能な平成30年度以降分の合計額）の課税不足となっている。</p> <p>所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。</p>	<p>港都税事務所は、当該土地の利用状況を確認の上、用途の認定を一部非住宅用地へと修正した。地方税法に基づき、平成30年度以降分について令和5年4月28日に価格修正、同年5月10日に更正後の税額で賦課決定を行った。</p> <p>なお、課税不足分は令和5年5月31日に全額納付済みである。</p> <p>【1-ア】</p> <p>また、再発防止のため、資産税部は、全体課長代理会議（令和5年4月13日）及び各都税事務所に対する事務指導（同年7月3日から同月21日まで）において案件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
17	生活文化スポーツ局	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの	<p>文化振興部は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページを作成し、「Tokyo Museum Collection（通称「ToMuCo」）」という名称でウェブ上に公開している。</p> <p>このホームページには、各都立ミュージアムについての紹介ページがあり、それぞれの収蔵点数についての記載と、各館の収蔵品の検索ページへのリンクが貼ってあるが、監査日（令和5年1月30日）現在、</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都江戸東京博物館の収蔵点数の変動について、ToMuCoのホームページではその変更が反映されておらず、古いデータのままとっていた。 東京都庭園美術館の収蔵点数について、ToMuCoのホームページに点数の記載がなかった。 東京都現代美術館の収蔵品の検索ページへのリンクがなかった。 <p>部は、ToMuCoのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮されたい。</p>	<p>文化振興部は、江戸東京博物館及び庭園美術館の収蔵点数について、監査日（令和5年1月30日）以降速やかに最新のデータに更新・記載を行うとともに、いずれの都立ミュージアムについても、令和5年8月末時点で点数に変更がなく、提供している情報が正確であることを確認した。また、現代美術館の収蔵品の検索ページへのリンクを監査日（令和5年1月30日）以降速やかに記載した。【1-エ】</p> <p>局は、令和5年3月31日付通知文により、監査指摘事項等を周知徹底するとともに、ホームページの情報が正確であるよう留意し、利用者の利便性に配慮することについて局内に注意喚起することで、再発防止の取組の徹底を行った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

18	都市整備局	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの	都市基盤部は、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業において、委託契約を締結している。	都市基盤部は、令和5年度の東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付等業務委託の積算に当たり、仕様書に基づき適正に積算の上、事案担当者、担当課長代理及び経理担当で複数チェックを行った。 また、部は、令和5年9月19日、部課長会において、本指摘内容を共有し、業務委託契約経費の積算に当たり、仕様書に基づき適正に積算の上、複数チェックを行うよう、周知徹底を図った。【2-エ】					
			部は、契約の経費について仕様書に基づき積算を行っているが、この積算について見たところ、事務局の設置に伴う地代家賃が6か月分、パソコンレンタル代や通信費が4か月分の計上となっていることが認められた。						
			しかしながら、仕様書の定めにより、委託業務始期は令和4年12月1日以降であり、終期は令和5年3月31日であることから、事務局の設置は4か月間であるにもかかわらず、地代家賃が6か月分計上されており仕様書と見合ったものとなっておらず、適正でない。						
	1	2	業務委託契約経費の積算は、当該委託契約の予定価格に影響するものであるから、適正に見積もる必要がある。						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎
19	都市整備局	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 契約変更手続を適切に行うべきもの	都市基盤部は、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業において、委託契約を締結している。	都市基盤部は、令和5年9月19日、部課長会において、本指摘内容を共有し、類似の事業等を行う際に仕様書記載の実施内容に変更が生じた場合は、適切に契約変更手続を行うよう、周知徹底を図った。 また、部は、令和5年度の東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付等業務委託の履行に当たり、令和5年9月27日に担当者内の打合せにおいて、仕様書記載の実施内容に変更が生じた場合には、協議書等により双方の合意を確認することを徹底し、適切に契約変更手続を行うことを共有した。【2-エ】					
			当該契約の開札が令和4年11月30日であるが、契約締結は同年12月27日であり、事務局設置日が同月28日、コールセンター開設日が令和5年1月6日となっている。						
			本来、契約締結は、開札後速やかになされるものであり、申請受付期間の始期が令和4年12月1日であること、仕様書に基づく本契約経費の積算において、審査期間の始期を同月14日、コールセンター開設期間の始期を同月12日としていることに照らせば、本件の業務履行の始期は、契約締結まで日数を要した影響により、積算における始期とは異なるものとなっていると認められる。また、仕様書にある支払データ作成の目標値や、問合せ対応の想定件数についても、この影響を受けることとなる。						
	1	2	このような場合、仕様内容の履行が困難となった時点で再入札等の手続をする、あるいは、落札者と契約締結した上で、直ちに、仕様内容と異なる点について契約変更を行うなどの対応をすべきである。						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎
									◎

20	都市整備局	(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について)特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの	<p>第一市街地整備事務所は、事業用地等維持管理に係る契約を締結している。</p> <p>契約における指示のうち、特殊製品組合せ費の算定を行っている事例について見たところ、材料費以外の</p> <p>① 工事費(労務費) ② 廃棄物処分費 ③ 材料費と工事費(労務費)に分解できない単価で算出した費用などに、特殊製品組合せ費を用いていることが認められた。</p> <p>また、土壌汚染調査や土壌汚染措置完了報告書作成など、維持工事以外の費用に、特殊製品組合せ費を用いていることが認められた。</p> <p>このように、特殊製品組合せ費は、維持工事における工種を設定していない材料費について適用するものであるにもかかわらず、維持工事以外の工事や、材料費以外の労務費等の経費に用いて指示しており、適正でない。</p> <p>所は、特殊製品組合せ費の運用を適正に行われたい。</p>	<p>第一市街地整備事務所は、令和5年8月2日に行った工事課の課内会議において、市街地整備部が今回の監査結果を踏まえて各部所へ発出した同年7月26日付通知文により、特殊製品組合せ費の適切な適用について周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>今後、同様の維持補修工事(単価契約)を起工する際は、想定し得る工種を可能な限り契約単価に盛り込むとともに、特殊製品組合せ費の運用を適切に行っていく。</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
21	都市整備局	(単価契約工事について)(測量委託について)工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの	<p>第二市街地整備事務所は、測量業務の契約において、「打合せ協議」の測量内容及び工種を定めている。</p> <p>この工種の指示及び履行状況について見たところ、指示全件において「打合せ協議」を指示し、履行を確認し、支払を行っていることが認められた。</p> <p>① 局積算基準の定めは、総価契約により測量を委託する場合を想定しており、単価契約により各単価契約により各指示で業務を委託することは想定していない。また、市街地整備部によれば、単価契約における「打合せ協議」は、指示全件に対して一律に行うものではなく、地域特性や作業の難易度等を考慮して指示するものであるとのことである</p> <p>② 打合せ記録簿を見たところ、「打合せ協議」を工種として指示をしなくとも、通常の指示及び履行確認の範囲において行えるものであり、記録簿の内容からは地区特性による必要性が確認できない</p> <p>ことから、仕様書において、打合せを原則として指示ごとに発注時・完了時に行うとしていることは適正でなく、また、必要性の側面から見ても、全指示において「打合せ協議」を工種として指示・実施することが妥当とはいえず、適正でない。</p> <p>所は、仕様書における工種「打合せ協議」の設定を見直すとともに、その運用を適正に行われたい。</p>	<p>第二市街地整備事務所は、測量の単価契約において、指示全体に対して一律に打合せを実施するのではなく、地域特性や作業の難易度等に基づき、必要に応じて指示することを、令和5年8月2日に市街地整備部主催で測量担当者会議を開催し確認した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、所は、令和5年9月7日に測量単価契約発注担当者会議を開催し、①次年度発注の特記仕様書に明記する内容の改定案を示すとともに、打合せの必要性が理解できる程度に記録簿へ明記すること、②現行の特記仕様書で既に契約済みの令和5年度発注については、打合せの有無について、都度、受託者と協議することを周知した。</p> <p>【2-イ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

22	都市整備局	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約に当たり契約目途額の積算を適切に行うべきもの	<p>ファイナンス・リース契約における月額の契約目途額の積算に当たっては、月額リース料について各機器の価格の合計にリース料率を乗じて算出したものと、保守対象となる機器の価格に保守料率を乗じる等により算出したものとを合算して算定する必要がある。</p> <p>しかしながら、市街地建築部が締結した発券機等のファイナンス・リース契約において、リース料と保守料の内訳の別を考慮せずに契約目途額を定めており、適切でない。</p> <p>部は、ファイナンス・リース契約に当たり契約目途額の積算を適切に行われたい。</p>	<p>市街地建築部は、令和5年7月27日に、建設業課で課内打合せを実施し、ファイナンス・リース契約発注の際は、リース料と保守料等の内訳を明確に区別した積算を行うよう周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p> <p>また、局は、総務部経理課契約担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-ウ】</p>						
		1	2							
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎	○
23	都市整備局	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの	<p>ファイナンス・リース契約では、再リース時には、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守付きリース契約では、当初の契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておく必要がある。</p> <p>しかしながら、都市づくり政策部と市街地建築部が締結したパーソナルコンピュータ等のファイナンス・リース契約において、監査日(令和5年4月28日)現在、仕様書に月額リース料、保守料の明細が分かる内訳書の提出を求める記載がないこと等により、契約相手方から内訳書の提出を徴しておらず、適正でない。</p> <p>両部は、ファイナンス・リース契約の締結に当たり、リース料と保守料を明確に区分して把握されたい。</p>	<p>市街地建築部では、建設業課及び建築企画課で、令和5年7月27日、同年8月3日にそれぞれ会議を実施し、ファイナンス・リース契約発注の際は、月額リース料、保守料の明細が分かる内訳書の提出について仕様書に記載するよう周知し、再発防止を注意喚起した。</p> <p>都市づくり政策部では、ファイナンス・リース契約に当たり、月額リース料、保守料の明細が分かる内訳書の提出について、仕様書に記載していることを確認するよう、令和5年8月1日開催の部課長会で周知した。【2-エ】</p> <p>また、局は、総務部経理課契約担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-ウ】</p>						
		1	2							
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎	○
24	都市整備局	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの	<p>物件の借入契約の請書様式は、東京都契約事務規則に定められているが、当該様式には代替品の提供に係る条項が含まれていない。したがって、契約書に代えて請書により契約を行う際には、別途、仕様書に代替品の提供について定めなければ、代替品の提供を受けることについて契約上保証されない。</p> <p>しかしながら、市街地建築部が締結した郵便料金計器の再リース契約に当たり、請書により締結をしているが、仕様書により代替品の提供を定めておらず、適切でない。</p> <p>部は、再リース契約を請書により締結する場合には、代替品の提供について仕様書に定められたい。</p>	<p>市街地建築部は、今後、郵便料金計器のファイナンス・リース契約に当たっては、故障時には代替品として、郵便局の承認を受けた計器を速やかに提供するよう、仕様書に定めることとした。【2-イ】</p> <p>また、部は、令和5年7月27日に、建設業課で課内打合せを実施し、ファイナンス・リース契約発注の際は、代替品の提供について仕様書に定めるよう周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p> <p>また、局は、総務部経理課契約担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-ウ】</p>						
		1	2							
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎	○

25	都市整備局	(ファイナンス・リース契約について) 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの	<p>保守に当たっては、その機器や機器を利用する業務の内容、状況等を考慮し、保守態勢等を具体的に示すために保守対応の条件を明確に示す必要がある。</p> <p>しかしながら、市街地建築部が締結したプリンタ等のファイナンス・リース契約において、「速やかに正常な状態に回復させること」等と求めているが、保守に関する対応時間帯などの具体的な対応内容が明確になっておらず適切でない。</p> <p>部は、保守に関する具体的な条件を明確に示されたい。</p>	<p>市街地建築部は、令和5年7月27日に、建設業課で課内打合せを実施し、ファイナンス・リース契約発注の際は、保守に関する対応時間等の具体的な条件を明確に示すよう周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p> <p>また、局は、総務部経理課契約担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
26	都市整備局	業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの	<p>第一市街地整備事務所では、業務効率化のため、令和5年3月1日より、所で調達を行ったスマートフォンを活用している。</p> <p>ところで、「サイバーセキュリティ安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」では、職員等が庁舎外における業務において業務用端末を利用する際は、ログインパスワードを設定するほか、遠隔消去機能等によりデータの盗難防止の措置についても講じるよう定められている。</p> <p>そこで、所におけるスマートフォンの運用状況について見たところ、監査日(令和5年4月19日)現在、ガイドラインに基づくデータの盗難防止措置について未設定のまま運用を行っていることが判明した。</p> <p>庁外で利用するスマートフォンを紛失した場合、外部の連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがある。さらに、今後業務効率化が進み、スマートフォンで機密性が高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、あらかじめデータの盗難防止措置を設定せずに、職員にスマートフォンを利用させているのは適正でない。</p> <p>所は、利用するスマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理されたい。</p>	<p>第一市街地整備事務所は、「未来型オフィス(事業所)における端末等利用の手引(第一市街地整備事務所)」(以下「手引」という。)を、令和5年5月24日に制定した。【2-ア】</p> <p>手引に基づき、所で所有する全てのスマートフォンにユーザーアカウント及びパスワードを設定し、それらを課ごとにICTリーダーが管理することで、紛失時には、スマートフォンのアプリにより遠隔消去機能を使用して、データ消去等の対応ができるようにした。また、各スマートフォンに遠隔消去機能が設定されていることを明確にするために、手引と同時に策定したID管理簿に「遠隔消去機能設定済」欄を設けた。【1-エ】</p> <p>今後は、遠隔消去機能が利用できる状態でスマートフォンを使用することを徹底する。</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎	○			

27	住宅政策本部	都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの	<p>西部住宅建設事務所は、都営野塩住宅の建替えを進めており、本体工事、整備工事を完了させた。ところで、本件工事に関して、追加工事により、整備工事の受注者を特命し、集会所入口のスロープ設置等を整備工事後に発注していた。</p> <p>このスロープについて、追加工事により設置した経緯を確認したところ、住宅棟等の本体工事の時点では、図面上で「別途工事」と表示され、発注内容には含まれていなかった。また、整備工事においても、スロープの設置を指示していなかった。</p> <p>しかし、都営野塩住宅については敷地全体に勾配があり、東京都建築物バリアフリー条例により、集会所入口には当初からスロープを設置する必要があった。</p> <p>工事の最終段階で周囲との調整が必要であるとしても、整備工事においてスロープを工事内容に含めておき、数量等の変更が生じた場合には契約変更で対応する方が、材料調達において規模の利益を享受でき、工程調整も効率的に実施できることから、契約金額も安くなったと考えられる。</p> <p>したがって、東京都建築物バリアフリー条例に照らし当初からスロープ設置が必要であるにもかかわらず、本体工事及び整備工事のいずれにおいても発注せず、追加工事により対応したことは適正でなく、また経済合理的でもない。</p> <p>所は、都営住宅の本体工事又は整備工事において、必要な施設を当初から漏れなく発注されたい。</p>	<p>西部住宅建設事務所は、設計内容確認シートを新たに作成し、本体工事及び整備工事発注時において本シートを活用することで、工事目的物が適切に整備されるよう、チェック機能の強化を図ることとした。【2-ウ】</p> <p>令和5年8月21日に、所において本体工事及び整備工事の発注を行っている建設課内の会議にて、監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

28	環境局	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの	<p>多摩環境事務所では、御岳小橋の架替えに向けて、関係機関打合せ資料修正委託を締結している。</p> <p>本件契約は、前年度の整備検討委託契約で提出された成果品のうち、御岳小橋の架替えに関する資料について、所と河川管理者との打合せで得られた意見（以下「修正意見」という。）を反映させ、河川協議資料を完成させるものである。</p> <p>所は、本件契約の締結に当たって、前年度に整備検討委託契約を締結した業者を含めた3者による見積合わせを実施し、契約の相手方を決定している。</p> <p>仕様書では、修正作業の元となる河川協議資料を提供することや修正意見を提示することなどについて触れておらず、仕様書の一般事項において、契約締結後に監督員と連絡を取り、打ち合わせることを記載しているにとどまっていることが認められた。</p> <p>この結果、業務の詳細及び業務量が明確となっていないため、前年度の受託者以外の見積参加者にとって不利益となる。</p> <p>また、仕様書には、業務の進行管理や貸与品の取扱いなど、本件契約で必要な事項が明らかとなっていないため、適切な履行が担保されないおそれがある。</p> <p>仕様書は契約当事者を拘束する法的文書であり、受託者の履行義務の範囲、内容及び水準を確定し、見積参加者による契約金額の算出、委託者・受託者双方の業務管理、履行完了の検査における合否の判断等を行う基礎となるものであるため、必要かつ適切な事項を具体的に記載することが求められる。</p> <p>また、仕様書の適正性確保は、「適正な仕様書作成に係る例文集等の掲載について」でも財務局が周知しているところであり、この中で、明確な記載のない事項や曖昧な表現については、受託者に実施を求めることはできないとしている。</p> <p>本件契約の仕様書は、契約に必要な業務内容や条件等を十分に備えておらず、適切でない。</p> <p>所は、契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し、適切な仕様書を作成されたい。</p>	<p>多摩環境事務所は、令和5年8月29日付通知文により、指摘内容及び適切な仕様書作成を行うための取組（各所属でのチェック体制、仕様書作成に係る例文集の紹介など）を実施するように所内に周知し、再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】</p>
			1	2
			ア	ア
			イ	イ
ウ	ウ			
エ	エ			
◎				

29	福祉局	(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運營業務委託について)総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの	<p>高齢社会対策部は、「介護の仕事就業促進事業」を実施し、企画運營業務委託を総合評価方式の一般競争入札により契約している。</p> <p>受託者が提案書に記載し、実施を予定していた交流会やメールマガジン発行の履行がなく、インターンシップ説明会等の開催が減っている一方、提案書に記載された内容以外の業務を追加して実施していることが認められた。</p> <p>総合評価方式による契約では、提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。</p> <p>しかし、部は、受託者との打合せ記録は作成しているものの、業務変更内容が明確でなく、組織的な意思決定も行われていないことが認められた。また、部は、受託者との口頭での協議により、業務内容の変更に際して契約金額の変更は生じなかったとしているが、その算定根拠が不明であるため、契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況であることが認められた。これらのことにより、委託業務の確実な完了検査を行えず、総合評価方式による契約事務の適正性を確保できない状況となっている。</p> <p>部は、総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行われたい。</p>	<p>高齢者施策推進部は、令和5年度の契約においては、受託者と月2回程度打合せを実施し、業務の履行について確認を行い、打合せ記録を作成している。打合せ記録については所属において確認の決裁を取っている。</p> <p>総務部は、総合評価方式においては落札者の技術提案書を契約文書の一部とすること、提案書に記載がない細部の内容を決める場合は協議内容を文書化すること、業務内容を変更する場合は金額を明らかにした内訳書を作成すること等の再発防止策を定め、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せて周知した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎
30	福祉局	(滞納整理について)取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの	<p>局は、局及びその事業所が所管する債権の管理の適正を期するため、統一的な事務処理基準である福祉保健局債権管理事務処理要綱を定めている。要綱では、債権管理の事務を所管する課長が債権に適した個別マニュアルを作成することとしており、北療育医療センター及び府中療育センターは滞納整理事務処理マニュアルを定めている。</p> <p>ここで、要綱では、債権を3種類に区分しており、区分ごとに、督促を行った場合における延滞金または損害賠償金の手続について定めている。</p> <p>しかしながら、両センターは債権を3種類とも取り扱っているにもかかわらず、両センターのマニュアルでは公債権のうち強制徴収により徴収する債権に係る延滞金の手続について定めておらず適正でない。</p> <p>両センターは、取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定められたい。</p>	<p>北療育医療センターでは令和5年9月20日付けで、府中療育センターでは同年10月1日付けで、それぞれマニュアルを改定し、強制徴収公債権に係る延滞金の手続について定めた。</p> <p>【1-エ】</p> <p>総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、マニュアルを定める際は取り扱っている債権について必要な記載事項を漏れなく定めるべき旨を周知した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

31	福祉局	(滞納整理について) 滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの	府中療育センターにおける窓口収納以外の使用料や診療費等に係る滞納状況について見たところ、マニュアルでは、納付期限を経過している滞納者については、滞納者名簿及び滞納整理表を作成することとなっているが、監査日(令和5年5月19日)現在、一部滞納者について滞納者名簿及び滞納整理表が作成されておらず適正でない。センターは、滞納者名簿及び滞納整理表の作成を適正に行われたい。	府中療育センターは、指摘対象となった滞納者の滞納者名簿及び未収金整理簿と滞納整理表を、令和5年5月31日に作成した。【1-エ】 滞納者名簿及び未収金整理簿を作成した際に報告する様式を作成し、令和5年8月22日より使用することとした。【2-ウ】 令和5年10月1日付けで滞納整理事務処理マニュアルを改定し、滞納者名簿及び未収金整理簿と滞納整理簿を必ず作成するよう記載した。 【2-ウ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、滞納者名簿及び滞納整理票を作成すべき旨を周知した。 【2-エ】		
			1	2		
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		○			◎	○
32	福祉局	(滞納整理について) 督促状の発行を適正に行うべきもの	マニュアルでは、納付期限経過後20日以内に、また督促状未発行の滞納者を確認した場合は直ちに、督促状を発行することと定めている。 北療育医療センター及び府中療育センターの督促状の発行について見たところ、府中療育センターでは滞納者2名に対して、北療育医療センターでは滞納者6名に対して、督促状を発行すべきにもかかわらず、督促状を発行していなかった。 両センターはマニュアルに基づいて督促状の発行を適正に行われたい。	府中療育センターでは、滞納者1名に対して令和5年8月2日付けで督促状を発行した。なお、もう1名については、同月16日に完納したため、督促状は送付していない。 北療育医療センターでは、令和5年8月15日、23日、同年9月25日及び同年10月2日、5日に督促状を発行した。【1-エ】 北療育医療センターでは、マニュアルどおり督促状を発行することについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 府中療育センターでは、督促状発送時に、滞納整理表と突合して漏れなく督促を行うこととし、令和5年10月1日付けで滞納整理事務処理マニュアルを改定した。【2-ウ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、規定どおり督促状を発行すべき旨を周知した。【2-エ】		
			1	2		
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		◎		○	○	
33	福祉局	(滞納整理について) 納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの	マニュアルでは、納入者の死亡、その他の事由によって納入者が欠けたときは、その相続人または扶養関係者に対して納入の催告を行うこととされている。 滞納者1名が平成31年1月に死亡退院しているにもかかわらず、北療育医療センターは納入義務者の変更及び催告を行っておらず適正でない。 センターは、納入義務者の変更及び催告を適正に行われたい。	北療育医療センターは、納入義務者の変更について、令和5年9月19日付けで登録住所宛てに債務弁済者の確認を行った。【1-エ】 また、マニュアルに沿って納入義務者の変更等を行うべきことについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、納入義務者の変更と催告を適切に行うよう周知した。 【2-エ】		
			1	2		
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		○			◎	

34	福祉局	(滞納整理について) 滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの	<p>北療育医療センターにおいて、滞納者1名に係る滞納金について、診療の際に自賠責保険が適用されることを当人から申告を受けて、センターが自賠責保険を取り扱っている保険会社へ確認し、保険会社から納入される案件であることが明らかになっている。</p> <p>そのため、本来の債務者は自賠責保険を取り扱っている保険会社となる。しかしながら、令和3年5月分から同年7月分までが滞納の状態となっているのは、当人が保険会社へ必要書類を監査日（令和5年5月23日）現在、いまだに提出していないことによるものである。</p> <p>センターは、これらの状況を把握しているにもかかわらず、当人に対して保険会社へ必要書類を提出するよう働きかけを一切行っていないことは適切でない。</p> <p>センターは、滞納金の解消に向けた対応を適切に行われたい。</p>	<p>北療育医療センターは、保険会社へ必要書類を提出するよう、令和5年9月12日付送付文書により、滞納者に対し働きかけを行った。【1-エ】</p> <p>また、適切な働きかけを行うべきことについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】</p> <p>総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、自賠責保険が適用される場合等においては必要に応じて働きかけを行うよう周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ			
		○					◎
35	福祉局	業務委託契約における概算払の精算を適正に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、生活困窮者自立支援事業を行っており、契約により業務を委託している。</p> <p>本契約の委託料は、契約で定めている人件費等の固定金額と実績に応じて確定させる福祉専門職による支援に係る費用の変動金額とで構成されており、委託料の支払いは固定金額と変動金額とを合わせて四半期ごとに概算払により行っている。また、本契約は、契約締結後、第2四半期以降の固定金額部分について増額の契約変更を行っている。</p> <p>ところで、概算払の支出及び精算について見たところ、第2四半期において、支出時には増額後の適正な金額を支出しているが、精算時には、受託者が誤って増額前の金額を精算書に記載しており、所は誤りに気づかなかつたため、精算不要である固定金額の部分を減額し、精算していることが認められた。その結果、精算（繰越）額は、事業期間終了後に受託者から返還を受けたため、監査日（令和5年5月23日）現在、委託料として支出すべき19万8千円が支払われないままとなっており、適正でない。</p> <p>所は、業務委託契約における概算払の精算を適正に行われたい。</p>	<p>西多摩福祉事務所は、令和5年5月30日付けで、不足していた委託料19万8千円を受託者に支出した。【1-ア】</p> <p>また、今後、精算の際は、支出書類及び契約（変更）書類の支払内訳と精算額を突合して確認するとともに、変動金額部分だけではなく固定金額部分についても特に注意を払い処理することについて、令和5年6月12日に開催した係長会にて周知を行った。【2-エ】</p> <p>総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、精算時には契約金額の変更が反映されているか確認すべき旨を周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア イ ウ エ	ア イ ウ エ			
◎							○

36	福祉局	AEDの管理を適切に行うべきもの	<p>中部総合精神保健福祉センターは、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を平成29年3月に購入し、設置している。</p> <p>AEDは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器として、厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬食品局長が通知を出している。通知では、日常点検の実施、表示ラベルによる消耗品の管理等をAEDの設置者等が行うべき事項等としている。</p> <p>しかしながら、センターはAEDの日常点検を実施していないことに加え、表示ラベルには消耗品の交換時期（電極パッド（令和元年5月）とバッテリー（令和3年3月））が記載されているにもかかわらず、平成29年に購入後、一度も交換されず、使用時に正常に動作しない恐れがある状態となっている。このことは、通知によるAED設置者の責務を果たしておらず、適切でない。</p> <p>センターは、AEDの管理を適切に行われない。</p>	<p>中部総合精神保健福祉センターは、耐用期限が近づいていた本体ごと買い替えることとし（バッテリー・パッド含む）、令和5年9月1日付けで同月29日を履行期限とする買入れ契約を締結した。また、新たなAEDを調達するまでの間、交換時期の過ぎたバッテリー・パッドを、令和5年6月20日に一時的に使用期限内のものに交換しており、現在は正常に動作する状態となっている。</p> <p>また、メーカーが提供している点検チェックリストにより、令和5年6月から点検を実施している。【1-イ】令和5年6月20日開催のセンターの運営会議において、点検チェックリストを用い、ステータスインジケータの表示確認及び、バッテリー・パッドの使用期限の確認を行い、期限前に交換を行うよう周知した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p> <p>総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、AEDの点検と機器交換等を適切に行うべき旨を周知した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
	◎					○	○
37	保健医療局	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの	<p>健康安全研究センターでは、3つの部署で電子天びんを所有し、その校正作業を委託契約にて行っている。</p> <p>これらの契約について見たところ、それぞれの予定価格が50万円未満であるため、1者のみの見積りで契約されている。</p> <p>しかしながら、①契約日及び契約相手方が同一であり、②作業実施日が同日又は近接した日で実施され、③特定の受注者しか作業できないものではないことから、一括して契約を行うべき案件であり、発注部署ごとに分割して随意契約を行っていることは適切でない。</p> <p>予定価格が50万円以上ならば、東京都契約事務規則に基づき、複数者による競争見積りとすることで、契約金額の低減が期待できる。</p> <p>センターは、電子天びんの校正業務委託を一括して契約されたい。</p>	<p>健康安全研究センターは、令和5年6月5日及び6日に、センター内職員を対象とした契約事務説明会を実施し、今後は、電子天びんの校正業務について、作業実施日等で集約して契約する旨周知を行い、契約予定案件の取りまとめへの協力を依頼した。また、契約を担当する用度担当職員間で共有し、案件を取りまとめて競争による契約を行う方針を確認した。</p> <p>なお、今年度の当該電子天びんの校正業務委託については、3部署取りまとめ、令和5年9月13日に一括して委託契約を締結した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

38	保健医療局	機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの	<p>広尾看護専門学校では、機械警備委託契約を締結している。</p> <p>本契約に係る鍵等の管理状況について見たところ、特記仕様書に「ICカード等は委託者に10枚支給すること。」と定めているが、監査日（令和5年5月16日）現在、経緯は不明であるが、委託者である学校が20枚保有していることが認められた。</p> <p>また、仕様書に「委託者は警備に必要な鍵を受託者に預託する。預託するに当たり、預かり書を提出すること。」と定めているが、監査日現在、預かり書の提出が確認できなかった。</p> <p>このようなICカード及び鍵の管理状況は、防犯上の観点から適切でない。</p> <p>学校は、機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行われたい。</p>	<p>広尾看護専門学校は、過大に保有していたICカードについては、令和5年6月7日付けで20枚のうち10枚の機能を停止させた上で、破棄し、保有枚数を仕様書記載の10枚に減じた。</p> <p>【1-イ】</p> <p>鍵については、令和5年5月22日付けで受託者より預かり書を徴した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>ICカード管理表を作成し、管理状況について、月末ごとに担当及び課長代理による複数チェックを行うこととした。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>仕様書に定める受託者からの提出物については、一覧を作成し、契約時に担当及び課長代理による複数チェックを行うこととした。</p> <p>【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
		◎	○			○	
39	産業労働局	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	<p>観光部は、「統計データダッシュボードサイト（仮称）の構築・運用保守業務委託契約」について、総合評価方式により契約相手方を選定し、契約している。</p> <p>仕様内容の変更が生じた場合には、契約変更の手続を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、部は、変更状況があるにもかかわらず、少なくとも協議及び承諾の書面の取り交わし等の契約変更手続を行う必要がありながら、これを行っていないことは適正でない。</p> <p>部は、Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。</p> <p>部は、令和5年9月11日付通知文により、適正な契約事務の遂行について部内へ周知した。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
40	産業労働局	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの	<p>農業振興事務所は、とうきょう元気農場集出荷施設において、LED電灯に交換する契約を行っている。なお、契約の相手方は、3者から見積書を徴して決定している。</p> <p>ところで、この契約の内容を確認したところ、設置するLED電灯の規格について、仕様書では、「防湿形高温用」としていたが、見積書を提出した3者のうち受注者のみが「防湿型・防雨形」で見積書を提出しており、納品されたLED電灯の商品説明書や工事写真等を見ても、防湿形高温用ではなく、防湿型・防雨形が設置されていることが認められた。</p> <p>所が、仕様書と異なる内容の見積書の提出を受け、仕様書に定めた性能を満たしていないにもかかわらず、価格のみで判断し、契約の相手方として決定したことは適正ではない。</p> <p>所は、LED照明設置工事における契約手続を適正に行われたい。</p>	<p>所は、令和5年8月22日開催の所課長会において、今後は仕様書と見積書との照合、仕様書と納品物との照合を確実にするなど、契約手続を適正に行うよう農業改良普及センター職員も含め事務所全職員に周知することとした。</p> <p>【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

41	産業労働局	(樹木等の管理について)樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの	<p>委託契約については、随意契約によることのできる予定価格の額は100万円未満であり、東京障害者職業能力開発校で行っている樹木等の管理に係る契約のうち、50万円未満の場合は、単数見積り、それ以外は3者見積りとなっている。</p> <p>校で行っている契約は、いずれも造園業者であれば受託可能な、伐採、剪定及び草刈りである。草刈りについては、これまでの実績から、繁茂する場所及び時期を想定できる。また、剪定についても、年度当初に、いつ、どの樹木を剪定するか、ある程度計画を立てて行うことが可能である。したがって、時期などによりある程度まとめて契約を締結する方が、予定価格が100万円以上の場合は、入札をしなければならず、50万円以上の場合は、2人以上の者から見積書を徴することから競争性を確保できることとなり、併せて事務の効率化にもつながることとなる。</p> <p>校が、樹木等の管理に係る契約については、その都度随意契約を行っていることは、適切でない。</p> <p>校は、樹木等の管理に係る契約を集約するなど計画的に実施されたい。</p>	<p>校は、例年夏と秋に行っていた伐採、剪定及び除草の契約について、1件の契約としてまとめることにした。令和5年度の契約は、令和5年9月11日に締結した。【2-イ】</p> <p>局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。</p> <p>雇用就業部は、令和5年9月8日付通知文により、部・所内に対し、監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		○
42	産業労働局	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの	<p>農林水産部は、東京産農産物販売契約及びGAP農産物販売契約を締結している。契約の履行状況について次の状況が認められた。</p> <p>東京産農産物販売契約について、仕様書において1店舗当たり10回程度(延べ30日程度)、説明員による説明等により東京産農産物を宣伝することとしているが、一部の百貨店との調整がつかなかったため、8日間しか実施されていなかった。また、説明員の配置が達成できなかったことから受託者は新たな店舗での販売を追加していた。仕様内容が変更となったにもかかわらず契約変更等を行っていないことは適正でない。</p> <p>GAP農産物販売契約について、仕様書において月に4回程度(延べ20日程度)、販売員を立ててGAP農産物を宣伝することとしているが、実績報告書において、説明員を配置した店舗や日付等の一部を確認できない。仕様内容の履行状況について、書面等で確認できないにもかかわらず、部が検査を合格として委託料を支払っていることは適正でない。</p> <p>GAP農産物販売契約について、受託者は、都に出荷計画を提出することとしているが、部は必要な情報が記載された出荷計画の提出を受けておらず、実績報告書においても実績が確認できない。仕様内容の履行状況について、書面等で確認できないにもかかわらず、部が検査を合格として委託料を支払っていることは適正でない。</p> <p>部は、農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行われたい。</p>	<p>部は、令和5年7月24日付通知文により食料安全課内全職員に対して再発防止策及び財務局作成の「仕様書内容チェックシート」を周知し、再発防止の徹底を行った。</p> <p>局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。</p> <p>部は、令和5年9月11日付通知文により、経理事務等の適切な執行について部内へ周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

43	産業労働局	ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行うべきもの	<p>金融部は、債権情報の管理等を目的としたシステムに必要な機器等の借入れを行うため、ファイナンス・リース契約を締結している。</p> <p>ファイナンス・リース契約における月額契約目途額の積算に当たっては、各機器等の価格の合計に月額リース料率を乗じて月額リース料を、保守対象の機器の価格に保守料率を乗じる等により月額保守料をそれぞれ算定する必要があるが、部が行った積算について見たところ、サーバーに係る保守料について、異なる方法により算定していることが認められた。</p> <p>この結果、契約目途額が過少となっており、適正でない。</p> <p>部は、ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行われたい。</p>	<p>局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。</p> <p>部は、令和5年9月7日付通知文により、情報システムのリース契約事務に係る積算については、適正な算定方法を用いることを、改めて周知徹底した。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
44	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行うべきもの	<p>市場は、「市場施設の利活用について(通知)」(以下「利活用通知」という。)において、「空き施設の状況について掲示、通知等により市場業者・関係団体等に対し情報を提供し、利用者の募集を積極的に行う。」としている。また、他市場の業者に対しても、使用を許可することができると規定しており、当該許可については、優先順位を設けて実施している。</p> <p>葛西市場において「活用可能施設」とされている遊休施設の募集方法について、次の状況となっていた。</p> <p>① 空き室の状況について掲示、通知等による継続的な情報提供が実施できておらず、利活用通知に則った募集方法とはなっていない。また、他市場の業者に対する募集など、優先順位に応じた募集を積極的に検討していない。</p> <p>② 使用許可に当たって間仕切りの条件等をあらかじめ検討することにより、規模の小さい事業者に対しても円滑な使用許可が可能であるにもかかわらず、2部屋分の大きさの面積の施設の募集において、間仕切りの条件等を検討しておらず、監査日(令和5年1月19日)現在、管理部との協議を行っていない。</p> <p>当該事例は、返還から20年を超えるものも含まれていることを考えると、少しでも早く使用されるよう積極的な取組が求められる。場は、遊休施設の利用者の募集に当たっては、利活用通知に基づいて、部と連携し、掲示・通知等により継続的な情報提供を行うとともに、他市場の業者への募集など優先順位に応じた募集を積極的に検討すること及び間仕切りの条件等について検討することなど、募集条件を整理した上で有効な募集を行うことが必要である。</p> <p>場は、部と連携しながら、条件を整理し、掲示、通知等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の利用者の募集を有効に行われたい。</p>	<p>葛西市場は、募集条件を整理の上、場内の市場業者に対し、空室の状況について、令和5年8月31日付けで通知を行うとともに、他場に情報提供を行うなど、利用者募集活動を積極的に行った。【1-イ】</p> <p>管理部は、各場に対し、令和5年6月28日付通知文により、空き施設の状況について掲示等により市場業者への情報提供を行うなど、利用者の募集を積極的に行うよう通知し、再発防止の取組の周知を図った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

45	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの	市場施設の使用が終了した場合、東京都中央卸売市場条例において、知事の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならないことが定められている。	管理部は、各場に対し、令和5年6月28日付通知文により、原状回復に向けた調整経過の記録を残すよう通知し、再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】
			ところで、大田市場において、遊休施設調査の調査時点で活用対象ではない施設である「非活用施設」のうち、「調整の必要あり」とされていた案件について見たところ、破産による施設返還後も、造作や什器が残っている状況が続いた結果、什器撤去までに約14年を要した事例が6件（事業者数2事業者）認められた。	
			監査日（令和5年1月17日）現在、原状回復はされているものの、本来、このような場合には、適切な市場管理として速やかに原状回復を行うことが必要である。また、原状回復に長期間を要したことから、その間の調整状況について確認したところ、14年間の経緯を確認できる資料も存在しないなど、「調整」の経緯の記録が十分に残されていない状況であった。	
				◎
46	中央卸売市場	(遊休施設の管理について) 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの	市場は、経営計画及び利活用通知（以下「経営計画等」という。）により、遊休施設の有効活用に取り組んでいるが、募集及び施設管理の事例に見られるように、複数の解消すべき課題が認められた。	令和5年4月1日現在の各場への遊休施設調査において、当該年度の取組に係る項目を追加し、各場が空き施設に係る具体的な取組を設定するとともに、管理部がその内容の評価を行うことにより、有効活用の取組について一層の強化を図った。【1-エ】
			遊休施設調査を踏まえた部の対応について確認したところ、毎年各場の報告内容については、必要に応じて個別に対応してきたとしているが、経営計画等に則った有効活用をより実効あるものとするために、各場との連携を更に深めた上で、部が適時適切な指導を行うなど、取組を一層強化する必要がある。	
			部は、経営計画等に則った有効活用を一層強化されたい。	
				◎

47	中央卸売市場	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>事業部では、豊島市場ほか7市場におけるポンプ設備点検等を行うため、ビル管理法関係業務委託契約を締結している。</p> <p>部は、仕様書において、各点検の完了後速やかに報告書、業務写真等を提出することとし、ポンプ設備点検においては、1台ごとに20項目の点検結果を記載し提出するよう規定している。</p> <p>ところで、受託者から提出されたポンプ設備点検報告書を見たところ、8市場のうち2つの市場について、報告書に点検結果が記載されていないなどの問題点が見受けられた。</p> <p>提出された報告書では点検結果が確認できないにもかかわらず、検査完了として契約代金を支払っていることは適正でない。</p> <p>部は、業務委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>事業部は、令和5年3月6日付通知文により、当該委託の履行内容に即したチェックリストを作成の上、提出書類を十分確認し、確認漏れ等が無いよう注意することにより、履行確認を適正に行うよう部内において周知した。</p> <p>【2-U】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
48	中央卸売市場	フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	<p>事業部では、大田市場市場会館の解体に伴い、廃棄する冷蔵庫等からのフロンガスの回収及び破壊業務を委託している。当該委託契約では、フロン類充填回収業者（以下「受託者」という。）が回収し、受託者が依頼した破壊業者が破壊処理を実施するものとなっている。</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律によると、受託者は、破壊業者が作成する破壊証明書の送付を受けたときは、遅滞なく廃棄等実施者である部に回付しなければならないとされている。</p> <p>また、契約の仕様書では、受託者は、破壊日・処理量等破壊処理状況を証明する、破壊管理票等の書面を部へ交付することとされている。</p> <p>そこで、破壊処理が適正に行われているか確認したところ、監査日（令和5年1月23日）現在、仕様書の破壊管理票等にあたる破壊証明書を受託者から徴取していないことが認められた。</p> <p>部が、監査質疑を受けて、監査日に受託者から破壊証明書を徴取し、破壊処理がされていることは確認できたものの、部が破壊証明書を徴取せず、破壊処理が行われたか履行確認をせずに支払いをしたことは適正ではない。</p> <p>部は、フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>事業部は、令和5年3月6日付通知文により、フロンガスの回収で管理者が取り組む措置には、受託者から破壊証明書交付が必要であることを改めて部内で周知徹底した。【2-U】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

49	建設局	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの	北多摩南部建設事務所は、街路樹診断の結果、「C不健全」とされているナラ枯れ被害木について、街路樹維持工事及び管理委託により、令和5年1月20日に伐採・抜根の指示を行い、受注者は同年2月2日に伐採・抜根作業を実施していた。	北多摩南部建設事務所は、令和5年度の街路樹維持工事等の業務に当たり、令和5年4月11日及び同月14日に監督員に対して指摘事項を周知するとともに、同月4日付けの公園緑地部通知文に基づき、受注者へナラ枯れ被害木の適切な処分を指示し、処分状況を確認するよう注意喚起した。					
			しかしながら、監査日(令和5年2月13日)現在、所は、ナラ枯れ被害木の処分方法について、受注者に対して被害拡大防止に必要な対応を指示しておらず、処分状況の把握も行っていなかったことは、適切でない。	また、所は、「道路緑化手引 共通事項」にナラ枯れ被害木への対処方法を追記し、受注者との業務打合せ時に受注者に対してもナラ枯れ被害木を適切に処分するよう周知徹底した。					
			このことについて、所が、監査日以降に受注者に確認したところ、被害木は都外に搬出されて破砕・焼却されていた。	【2-エ】					
	1	2	所は、街路樹におけるナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行われたい。						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎
50	建設局	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) 街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの	ナラ枯れ被害は、現在局が所管する公園等だけでなく、街路樹においても被害が確認されている。	公園緑地部は、令和5年4月4日付通知文により、関係部署に街路樹におけるナラ枯れ被害拡大の防止に向けた対応について依頼し、ナラ枯れ被害対策マニュアル(一般社団法人日本森林技術協会)を提供した。【2-ウ】					
			ナラ枯れマニュアルによると、樹木の伝染病であり、放置しておくと同範囲に拡大し、被害が拡大して多数の枯損木が発生すると被害を抑えることが困難となることから、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期段階で防除を行うことが最も重要であるとされている。	また、令和5年4月28日開催の令和5年度道路緑化担当者会議にて、街路樹におけるナラ枯れ被害拡大の防止に向けた対応に関する周知及び注意喚起を行った。【2-エ】					
			また、ナラ枯れ被害による街路樹の枯損に伴う枝折れや倒木は、道路交通機能に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、道路管理者である局は道路交通安全確保のため街路樹の適切な管理が求められている。						
	1	2	しかしながら、街路樹のナラ枯れについて、街路樹を所管する公園緑地部は、街路樹の管理を行っている各事務所に対して、被害状況の把握、被害発生時の対処方法などの方針の決定や情報提供等を行っておらず、各所の判断で対策を実施せざるを得ないことから、現場の適切な対応策がとられないこととなっており、適切でない。						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎ ○

51	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの	南多摩西部建設事務所では、道路橋梁維持工事単価契約により、防護柵取替工事を行っているが、契約で単価を定めていない工種を使用するため、積算基準に基づき設計金額を積算している。	南多摩西部建設事務所は、令和5年5月17日開催の課長代理・工区長会にて指摘事項を周知し、労務費と材料費を適正に支払うよう注意喚起した。 【2-エ】					
			本来、労務費については歩掛を使用し、普通作業員の工種により支払うとともに、材料費については特殊製品組合せ費で支払うべきところ、所は、設計金額を類似する工種の単価で除して数量を算出し、類似の工種の単価にその数量を掛けた金額により支払っており、適正でない。						
			所は、工種として単価を定めていない内容の工事を行うに当たり、適正な方法により支払を行われたい。						
	1	2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎
52	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの	積算基準によると、材料単価をカタログ価格により定める場合には、「実勢を考慮し公表価格の90%以下を設計単価とする」とされており、各所は、一者見積りによる単価設定についても、カタログ価格の取扱いに準じている。	第五建設事務所は、令和5年5月8日開催の補修課・工区担当者会議にて、令和5年度の施行に当たり、一者見積りによる特殊製品組合せ費の単価設定を積算基準に基づき行うことを周知し、再発防止の徹底を図った。 【2-エ】					
			ところで、上記の記述については、令和4年2月の積算基準の改定(以下「新基準」という。)で削除されたが、新基準は同年4月以降に起工した工事が適用の対象であるため、第五建設事務所では、新基準が適用される同年4月より前に起工した単価契約工事については、見積金額に一律0.9を乗じて算定するよう決定していた。						
			橋梁維持工事単価契約においては、工種として単価を定めていない材料品を用いて、特殊製品組合せ費により支払っている。しかしながら、この単価契約工事は、令和4年4月より前に起工しており、起工時期に照らせば、一者見積りにより単価を決定する際に、見積価格に0.9を乗じて算定すべきところ、誤って新基準により見積価格をそのまま用いており、適正でない。						
	1	2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									◎

53	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの	<p>北多摩南部建設事務所は、河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事の単価契約を締結している。</p> <p>所は、幹周りが300cmを超える樹木の枯損木処理及び高・中木支障枝剪定について、幹周りが300cm以下の工種で指示をしている。</p> <p>工種として単価を定めていない内容の工事は、積算基準に基づき、見積書などにより単価を決定した上で、労務費は適正な歩掛を算定して普通作業員など適切な工種を、材料費は特殊製品組合せ費をそれぞれ使用して支払うべきところ、これを行っていないのは適正でない。</p> <p>また、幹周りが300cmを超える樹木の枯損木処理や剪定については、令和3年度にも複数回実施しており、今後とも作業が想定できることから、工種を設定し単価を定めておく必要があるが、工種を設定していないことは適正でない。</p> <p>所は、想定できる工種を設定し単価を定められたい。</p>	<p>北多摩南部建設事務所は、令和5年8月28日に契約した「河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事その2(単価契約)」において、樹木の枯損木処理や剪定等について、幹周りが300cm～399cmの工種を設定し、単価を定めるとともに、工種設定がない作業が発生した場合の対処方法を特記仕様書に追記した。また、実績を踏まえ、想定できる工種を設定し、適宜単価を追加していく。【2-イ】</p> <p>このことについて、所は、令和5年4月11日に課内会議を開催し、指摘事項とともに再発防止の取組として周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		○
54	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴取すべきもの	<p>南多摩東部建設事務所及び江東治水事務所は、河川及び事業用地等維持工事(単価契約)の指示工事において特殊製品組合せ費を用いているが、所が見積書を徴せず、単価契約の相手方に口頭で確認した内容に基づき指示を行い、事後に見積書や納品書を徴取しており、適正でない。</p> <p>各所は、特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴取されたい。</p>	<p>南多摩東部建設事務所は、令和5年3月7日開催の工事課課長代理会にて指摘事項を周知し、工事監督部署及び受注者に対して適正な見積書徴取についての指示を行い、処理に遺漏の無いよう努めている。【2-エ】</p> <p>江東治水事務所は、令和5年3月6日開催の工事担当課長代理会にて指摘事項を周知し、指示工事において特殊製品組合せ費を使用する場合は適正に見積書を徴取し運用するよう注意喚起した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
55	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)正しい工種により工事を行うべきもの	<p>南多摩東部建設事務所は、河川維持工事(単価契約)において調査等作業労務費(測量技師工、測量技師補工)の工種を定めている。</p> <p>所は、指示工事を行うに当たり、現況測量及び現況平面図・横断図作成を、特殊製品組合せ費を用いて行っている。</p> <p>本来、現況測量等には、測量技師工等の工種を用いるべきであり、特殊製品組合せ費は材料費に用いるべきであるのに労務費に用いていること、使用できる工種があるのに特殊製品組合せ費を用いていることとなり、適正でない。</p> <p>所は、正しい工種により工事を行われたい。</p>	<p>南多摩東部建設事務所は、令和5年度分の契約より、主務課担当職員による指示工事内容の複数チェックを行っている。【2-ウ】</p> <p>所は、令和5年3月7日開催の工事課課長代理会にて指摘事項を周知し、監督員に対して適正な工種使用についての指示を行い、処理に遺漏の無いよう努めている。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

56	建設局	(単価契約工事について)即時性の認められない工事等について総価契約により施行すべきもの	<p>東部公園緑地事務所は、高井戸公園園地改修工事(単価契約)を締結し、監査日(令和5年2月15日)現在、6件の指示工事を行っているが、これらのうち3件の指示工事については、いずれも工事の内容に即時性が認められず、適正でない。</p> <p>所は、即時性の認められない工事等について、総価契約により施行されたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、令和5年8月1日開催の若手職員向けOJT研修及び同月8日開催の課長会並びに工事課内課長代理会にて、指摘事項の周知を行うとともに、単価契約の指示に際しては、即時性が認められ、単価契約の指示として適切かどうかを、担当監督員及び主任監督員並びに総括監督員で全体の状況に照らして慎重に検討、判断するよう注意喚起した。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【2-エ】</p>				
		1	2					
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
57	建設局	(単価契約工事について)実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	<p>単価契約工事では、受注者から提出される工事写真により、工事内容、数量を確認し、完了届に添付させている工種別内訳書が正確であるかを確認した上で、工事費を支払っている。</p> <p>しかしながら、第二建設事務所、第三建設事務所及び西部公園緑地事務所において、次のとおり、実際の施工内容と支払内容が異なっている事例が見受けられた。</p> <p>各所は、実際に施工した内容のとおり工事費を支払われたい。</p> <p>① 第二建設事務所は、単価契約工事により、防塵舗装及びフェンスの設置を行っている。所は、最初の指示工事により敷地全面に舗装を行った後、続けて行った指示工事フェンス及び門扉の基礎部分の舗装を撤去しているが、撤去に係る工事費を支払っていない。実際に行った工事については、工事費を支払うべきであり、所が撤去に要する工事費8万3260円を支払っていないことは適正でない。</p> <p>② 西部公園緑地事務所は、管内の未開園地における日常管理及び陳情・災害対応のため、2件の単価契約を締結している。これらの単価契約に基づく指示工事のうち11件において、工事施行前の現地調査費等として普通作業員の工種を計上しているが、受注者が現地調査等を実施したことが確認できる調査報告書や写真を確認しないまま工事費を支出しており、適正でない。この結果、支出に当たっては、合計で25万7,450円が過大となっている。</p> <p>③ 第三建設事務所は、管内の街路樹の維持管理のため、単価契約を締結している。この指示工事のうち2件について、完了内訳書において、普通作業員の数量を算出するための基礎となる作業時間数の合計を誤っており、適正でない。この結果、工事費が合計で5万5,220円過大となっている。</p>	<p>① 第二建設事務所は、撤去に係る工事費について、令和5年3月22日に受注者と協議を行い、改めて支払を申し出たが、受注者に請求の意思がないため支払うことができない。</p> <p>【1-エ】</p> <p>所は、令和5年4月3日に、令和5年度単価契約工事の受注者に対し、今後施工する工種については、「施工内容確認申請書」により適正に申請するよう依頼した。また、令和5年3月28日開催の工事第一課課長代理会にて指摘事項を周知し、同年4月3日開催の工事担当会にて、施工内容に対し支払が適正に行われているかについて、担当及び主任監督者並びに工事総括担当による複数チェックを引き続き実施するよう周知した。【2-エ】</p> <p>道路建設部は、令和5年5月から同年6月開催の執行調整会議にて、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止の徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>② 西部公園緑地事務所は、工期内であった西部公園緑地事務所管内未開園地樹木管理その他委託については、受注者に対し、現地調査の報告書の作成及び検査時の提出を指示し、確認した。また、両契約の現地調査の実施状況については、受注者の作業日報及び職員の出張記録等により作業の実施を確認できたため、返還を求めない。【1-エ】</p> <p>所は、令和5年度の単価契約について、現地調査を行う際は、報告書及び記録写真の提出を義務付け、検査時に確認を行っている。</p> <p>【2-イ】</p> <p>③ 第三建設事務所は、過大となっている5万5,220円のうち2万220円については、受託者に返還を求め、令和5年3月9日に返還された。【1-ア】</p> <p>また、3万5,000円については、支払前であったため、受託者に指示し、完了内訳書の金額を是正した。【1-エ】</p> <p>所は、令和5年3月8日開催の工区長・課長代理会にて指摘事項を周知し、作業実績数量を把握、確認し、数量の複数チェックを行うよう注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
		1	2					
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

58	建設局	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの	<p>北多摩南部建設事務所は、道路擁壁の変位への抑止対策の検討を行うため、令和2年度に、擁壁改修に伴う構造物詳細設計を行った。その後、令和4年8月に緊急起工により、擁壁補強工事を実施している。</p> <p>ところで、詳細設計の報告書によると、工事箇所2地点については、令和3年1月時点の測量結果で、既に限界傾斜角まで1度を下回っていることが認められた。また、報告書では、工事による道路通行止めが不可であるため、民有地の借地を前提として対策を検討しており、申し送り事項として、すぐに施工に着手できるよう事前に地権者との調整を終えておくことが望ましいとしている。</p> <p>緊急起工は、災害対策又は不測の突発的事故対策として、競争入札による契約手続を行わずに施行するものであり、競争性・公平性が確保されないことから、工事の施行に当たっては、必要性・合理性が認められる範囲で最小限の内容としなければならないものである。</p> <p>しかしながら、擁壁補強工事について見ると、詳細設計が完了した段階から工事の起工準備や地権者との調整を進めておくことで、緊急起工による工事発注を回避できたものである。</p> <p>所は、工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行われたい。</p>	<p>北多摩南部建設事務所は、令和5年5月9日開催の課長代理会にて、指摘事項を周知するとともに、工事起工に際して関係機関や地権者等との調整が必要となる場合は、速やかにかつ継続的に行い、通常の契約手続きにより工事施行することが基本であることを注意喚起した。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
59	建設局	ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの	<p>東部公園緑地事務所が所管する葛西臨海水族園には、展示生物の生命維持のため、水槽内の水の温度調節やろ過して循環利用するための装置が、展示場所のバックヤードに系統別に設置されている。そのうちろ材は定期的な清掃と交換を要し、循環ポンプは運転状況を見て更新する必要がある。</p> <p>ところで、所は、ろ材の交換と循環ポンプの更新を分割し、契約を締結している。しかしながら、</p> <p>① ろ材の交換・循環ポンプの更新とともに水処理装置の業者であれば受注可能であり、応札者が重複している</p> <p>② 過去5年の同種の工期を見ると、ほぼ同じ工期で発注している</p> <p>③ 一本の契約として発注すると、設計金額を低減することができることから、分割せず、一本の契約として発注することが経済的である。</p> <p>所は、ろ材の交換及び循環ポンプの更新について、一括して契約を行われたい。</p>	<p>循環ポンプについては、更新が必要なものは令和4年度までに更新を完了しており、令和5年度は更新工事の予定がないため、ろ材の交換工事のみを実施する。</p> <p>また、東部公園緑地事務所は、葛西臨海水族園における循環ポンプの更新工事とろ材の交換工事を同一業種かつ同時期に発注したことについて、同様の事象の再発を防止するため、令和5年8月8日付通知文で課内職員に注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

60	建設局	葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	<p>第五建設事務所は、所管する葛西橋について、葛西橋長寿命化工事契約を締結している。</p> <p>葛西橋に設置された電気防食装置の端子は、長寿命化工事の塗装工事の施工範囲としていないにもかかわらず、塗装されていた。その後、電気防食装置保守点検委託の第1回保守点検において、所は、端子に塗装されていたことを認識した。この時点で、所は、長寿命化工事の契約約款に基づき、受注者に対し、契約不適合責任として、「目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完」の請求を行うことができたにもかかわらず、この請求を行うことなく、自ら橋梁維持工事単価契約により塗装の除去作業を行っており、適切でない。</p> <p>この結果、指示工事の金額である14万9,785円が不経済支出となっている。</p> <p>所は、受注者に対し、約款に基づき、葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行われたい。</p>	<p>第五建設事務所は、受注者に対し、約款に基づき、令和5年3月31日付けで契約不適合に係る費用の請求を行い、同年4月14日に受注者より14万9,785円(税込み16万4,763円)を受領した。</p> <p>【1-ア】</p> <p>所は、令和5年5月8日開催の補修課・工区担当者会議にて、同様の案件が発生した場合においては、約款に基づき適切に対応することを周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							○
61	建設局	街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの	<p>南多摩西部建設事務所では、街路樹剪定委託契約を締結している。委託仕様書には、受託者が作業開始前に現場調査を行い、契約数量と実施予定数量の増減等を記載した施工承諾申請書を提出する旨が定められている。</p> <p>この施工承諾申請書を確認したところ、剪定本数の合計が5本増加しており、幹周りの区分ごとの契約数量と実施予定数量にも差異があったが、契約変更を行っていないかった。</p> <p>工事請負契約であれば、設計図書により契約の目的物を定義し、その施工方法を厳密に定めないことから、受注者が当初設計時に想定していない施工方法により工事を行う場合に契約金額を増額しないことができる。一方、委託契約においては受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めているのであるから、この契約のように業務内容に変更がある場合には、あらかじめ契約変更を行い、増加分の対価を支払わなければならない。</p> <p>所は、街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行われたい。</p>	<p>南多摩西部建設事務所は、増加分の対価の支払について、令和5年7月31日に受託者と協議を行い、増加分の支払を申し出たが、受託者に請求の意思がないため、支払うことができない。【1-エ】</p> <p>所は、令和5年5月17日開催の課長代理・工区長会にて指摘事項を周知し、施工数量の変更があるときには、あらかじめ設計変更を行うよう注意喚起した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			○				◎

62	建設局	(清掃業務委託について)委託内容の変更により契約変更手続を行うべきもの	<p>第三建設事務所では、清掃委託契約により、井萩地下歩道及び飯田橋せせらぎの清掃を行っている。井萩地下歩道では、所が別途改修工事を施行しており、当初、令和4年3月までに工事が完了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同年8月に変更となった。このため、所は、改修工事の対象面積が清掃できなくなったとして、清掃委託における井萩地下歩道の清掃の回数及び面積を減じて履行させている。</p> <p>本来、委託内容を減少させるに当たっては、あらかじめ契約内容を変更する必要があるが、所はこれを行わないまま、作業内容を減少させており、適正でない。</p> <p>所は、委託内容の変更により、契約変更手続を行われたい。</p>	<p>第三建設事務所は、契約数量の見直しを行い、令和5年3月16日付で契約変更を行った。【1-エ】</p> <p>所は、令和5年3月8日開催の工区長・課長代理会にて指摘事項を周知し、積算内容に影響のある工事等を把握するとともに、契約後は、作業数量を把握・管理し、数量に変更が生じる場合には適切な時期に変更手続を行うよう注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○
63	建設局	(清掃業務委託について)合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの	<p>第三建設事務所は、清掃委託において、契約変更を行わないまま、仕様書の定めによらず、清掃回数や面積を増加するよう指示している。</p> <p>しかしながら、清掃箇所における衛生環境の突発的な悪化などといった合理的な理由がないにもかかわらず、所が清掃回数等を増加させていることは、適正でない。</p> <p>所は、合理的な理由に基づき委託内容を変更されたい。</p>	<p>第三建設事務所は、令和5年3月8日開催の工区長・課長代理会にて指摘事項を周知し、契約後は、作業数量を把握・管理し、合理的な理由がある場合にのみ委託内容を変更するよう注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
64	建設局	(ファイナンス・リース契約について)契約目途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区別して算定すべきもの	<p>リース契約における契約目途額の積算に当たっては、各機器等の価格の合計にリース料率を乗じて月額リース料を、保守等の対象である機器に対する保守料等をそれぞれ算定する必要がある。</p> <p>しかしながら、道路管理部、公園緑地部及び土木技術支援・人材育成センターは、地盤情報システム機器等の借入れの契約において、徴取した参考見積をもとに、リース料・保守料等の内訳のない月額を契約目途額として定めており、適切でない。</p> <p>両部及びセンターは、契約目途額の積算に当たり、リース料と保守料等とに区分して算定されたい。</p>	<p>道路管理部、公園緑地部及び土木技術支援・人材育成センターは、今後リース契約発注の際に、リース料及び保守料等を適正に算定するよう、それぞれ令和5年8月4日付、同年3月23日付及び同年8月9日付通知文を関係者に周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

65	建設局	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの	<p>保守を含むリース契約について、再リース時には、一般的にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、当初の契約において、リース料と保守料等とを分けて把握しておく必要がある。</p> <p>しかし、道路管理部、公園緑地部及び土木技術支援・人材育成センターは、地盤情報システム機器等の借入れの契約において、監査日(令和5年3月7日)現在、月額リース料、保守料等の明細が記載された内訳書を契約相手方から徴しておらず、適切でない。</p> <p>両部及びセンターは、リース契約の締結に当たり、リース料と保守料等とを明確に区分して把握されたい。</p>	<p>道路管理部は、3件の契約について、月額リース料及び保守料等の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方から令和5年3月14日、15日、17日に徴取した。【1-エ】</p> <p>土木技術支援・人材育成センターは、令和5年3月14日に契約相手方から賃借内訳書を徴取した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>なお、公園緑地部は、2件の契約のうち1件について、令和5年3月8日に契約相手方に賃借内訳書の提出を依頼したが、相手方が応じなかったため徴取することができなかった。また、他の1件については、契約期間が令和4年9月30日に終了しているため、契約相手方から賃借内訳書を徴取することができなかった。【1-エ】</p> <p>道路管理部、公園緑地部及び土木技術支援・人材育成センターは、今後リース契約相手方から、リース料及び保守料等を分けて把握できる内訳書を徴取するよう、それぞれ令和5年8月4日付、同年3月23日付及び同年8月9日付通知文により関係者に周知した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○
66	建設局	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの	<p>物件の借入契約の請書様式は、東京都契約事務規則に定められているが、当該様式には代替品の提供に係る条項が含まれていない。したがって、契約書に代えて請書により契約を行う際には、別途、仕様書に代替品の提供について定めなければ、代替品の提供を受けることについて契約上保証されない。</p> <p>しかしながら、道路管理部及び公園緑地部は、サーバ機器等の再リース契約に当たり請書により締結しているが、仕様書により代替品の提供を定めておらず適正でない。</p> <p>両部は、再リース契約を請書により締結する場合に、代替品の提供について仕様書に定められたい。</p>	<p>道路管理部及び公園緑地部は、請書により再リース契約を締結する場合は、「代替品の提供(標準契約書第14条第1項)」を仕様書に定める旨をそれぞれ令和5年8月4日付及び同年3月23日付通知文で部内関係者に周知徹底した。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

67	建設局	公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの	<p>東部公園緑地事務所は、遊具広場の改修設計に係る委託契約を締結している。</p> <p>仕様書によると、園路広場については園路、植栽及び排水施設を、便益施設についてはサイン類、ベンチ及び遊具を対象として「施設の構造、材料、企画、デザイン、敷地造成、施工方法を決定し、工事に必要な詳細図書を作成し、工事費の算出を行う」こととしている。また、一部の遊具を改修の対象とするとしているが、その具体的な内容は仕様書に定めていない。</p> <p>したがって、仕様書上は、受託者が園路広場及び便益施設の全面的な改修を設計することとなるが、実際には、業務着手時の打合せ記録簿のとおり、実施設計の対象施設は当初から限定されている。</p> <p>このため、少なくとも、業務着手時の打合せ記録簿にある内容は、当初から指示できるものであるが、仕様書に記載されていないことは、適切でない。</p> <p>所は、公園の改修における設計委託について、仕様を明確にされたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、令和5年8月1日開催の若手職員向けOJT研修及び同月8日開催の課長会並びに工事課内課長代理会にて、指摘事項の周知を行うとともに、実施設計の対象となる施設など設計方針のうち明確になっている事項については仕様書に明示するよう注意喚起した。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。</p> <p>【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
68	建設局	(野球場管理委託について) 側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの	<p>西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園内の野球場について、野球場管理委託契約を締結している。野球場管理委託の仕様書では、受託者が作業状況を作業報告に記録し、作業完了後直ちに都に対して報告の上、確認を受けること、また、月に一度作業状況についての立会検査を行うことを定めている。</p> <p>作業報告書を確認したところ、側溝及び側溝ますの清掃及び立会検査についての記載が無く、履行確認及び立会検査が行われたか確認できない。</p> <p>この契約では、日々の履行確認及び立会検査が適正に行われて初めて、業務等の履行の完了が確認出来ることから、仕様書のとおり実施していないことは、適正でない。</p> <p>所は野球場管理委託における側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を実施されたい。</p>	<p>令和4年度契約における側溝清掃及びます清掃は、写真による完了検査で履行確認を行った。また、立会検査を令和5年3月28日に実施した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>西部公園緑地事務所は、令和5年度契約において側溝清掃及びます清掃の作業報告様式を新たに定め、受託者から様式により速やかな報告を受けている。履行確認についても、作業完了確認内訳書に記録する形に改善した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>また、月に一度の立会検査を実施するとともに、立会検査の実施などの監督業務の注意事項について、令和5年4月7日付通知文により担当内に周知徹底した。【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ

69	建設局	(野球場管理委託について) 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの	<p>西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園内の野球場について、運動施設管理運営委託契約をAと、野球場管理委託契約をBと締結している。運動施設管理運営委託の仕様書によると、野球場を使用中止とする場合について、受託者Aが仕様書に書かれたグラウンドコンディションに基づき判断を行うものと定めている。</p> <p>グラウンドコンディションにより使用中止の判断を行うのであれば、グラウンド整備を行う野球場管理委託の受託者Bで判断できるものであるが、所は、災害のおそれなどの事由により判断をする場合があることから、Aが使用中止の判断をする必要があるとしている。</p> <p>しかしながら、仕様書及びAが作成したマニュアルには、Aが災害のおそれなどの事由により使用中止の判断をすることに係る記載がなく、適正でない。</p> <p>所は、災害のおそれなどの事由により使用中止の判断をすることについて、仕様書に記載するとともに、運動施設管理運営委託の受託者がマニュアルに記載するよう指示されたい。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、令和5年度契約のマニュアル及び令和6年度契約の仕様書の記載内容を見直し、災害のおそれなどの事由により使用中止の判断をすることについて追記した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>また、災害のおそれなどの事由による使用中止の判断について、仕様書及びマニュアルに漏れなく記載するよう、令和5年8月1日に担当課内に周知した。今後も毎年度周知し、組織的に注意喚起を行っていく。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
					◎		○
70	港湾局	競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの	<p>東京港管理事務所における共同溝展示館のアスベスト含有分析調査委託契約について見たところ、同一の建物に対する調査を展示館の内部と外部とに分けて行っており、それぞれの契約における予定価格が50万円未満であるとして、単数見積による随意契約により委託している。</p> <p>まとめて1件の契約とすれば予定価格が50万円以上となり2人以上の者から見積書を提出されることで競争性を確保できるとともに、契約事務及び支払事務の効率化にもつながるところ、合理的な理由がないまま、それぞれにおいて随意契約を行っていることは適切でない。</p> <p>所は、競争性を確保した契約方法により調査委託を行われたい。</p>	<p>所は、今後、類似の誤りを防止するため、起工を進める段階で類似案件の確認を行い、1件の契約にまとめられるかの検討を行った上で契約手続を進める。</p> <p>以上の取組を、令和5年9月12日に開催した東京港管理事務所・課長会で周知の上、各課に実施を依頼した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

71	港湾局	船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの	<p>総務部は、視察船内の装飾を行うため、令和4年12月7日付けで委託契約を締結している。</p> <p>この契約締結手続及び履行確認状況について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>① 成果物として提出された記録写真に写された看板によれば、令和5年1月16日に船内装飾作業を行ったとしている。しかしながら、運航日誌を見ると、令和4年9月12日に船内装飾作業が実施された旨の記載がある。また、令和4年10月31日に船内訓練が行われた際の写真を見ると、既に船内装飾が施されていることが確認できる。これらのことから、部は、契約手続を経ずに船内装飾を実施し、事後に契約手続を行っているものと認められる。</p> <p>② 仕様書では、電子データの納品を求めており、CD-R又はDVD-Rの提出を求めている。しかしながら、紙資料の写真は提出されているものの、部は、CD-R又はDVD-Rの提出がないまま検査合格とし、契約代金を支払っている。</p> <p>部は、船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行われた</p>	<p>電子データの納品については、受託者に対してCD-R又はDVD-Rの提出を求め、令和5年8月21日に受託者よりCD-R計3部が納品された。【1-エ】</p> <p>再発防止に向けて、令和5年8月17日に総務課広報担当内会議を開催し、契約締結手続及び完了後検査を適正に行うことを担当内の全職員に周知した。</p> <p>令和5年9月4日に財務課契約担当内会議を開催し、起工部署と情報共有を行い、事後契約とならないよう指導することを担当内に周知した。</p> <p>また、総務部は、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において、今回の指摘事項の情報共有及び適正な契約締結手続の徹底を各部署に周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			○				◎
72	港湾局	視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	<p>東京港建設事務所は、視察船の防舷材の修繕を行うため、修繕契約を締結している。</p> <p>ところで、本契約に係る履行確認書類等を見たところ、契約締結前の令和4年8月1日から同月8日に修繕を受託者に行わせていたことが受注者から提出された作業完了明細により確認された。</p> <p>所が定められた契約締結手続を経ずに受注者に修繕を実施させ、実際に修繕を実施した日とは異なる日付で修繕を実施したとして契約締結手続を行ったことは、事後の契約を行ったこととなり、適正でない。</p> <p>所は、視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行われた</p>	<p>令和5年9月7日の施設整備課課長代理会において、局有船舶の修繕は、適正な契約手続を経て行うものであることについて共有し、課内職員全員に周知した。</p> <p>また、総務部は、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において、今回の指摘事項の情報共有及び適正な契約締結手続の徹底を各部署に周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

73	港湾局	草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>調布飛行場管理事務所では、草刈委託契約を締結している。</p> <p>「工事記録写真撮影基準」には、件名、撮影日等を記載した黒板を入れて撮影すること、撮影方向は一定とすること、夜間の撮影は照明に注意し鮮明な映像が得られるようにすることなどが定められており、作業過程が容易に把握できるよう整理する必要がある。</p> <p>記録写真を確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>① 作業時間について、昼間に作業を行うこととなっている箇所の一部を夜間に行っていた。作業時間の変更については、所と受注者との間で書面による協議が行われているものの、記録写真によれば、協議書面に定められていない箇所についても夜間に作業が行われていたことが認められたことから、仕様書及び協議書面に適合しない履行であり、適正でない。</p> <p>② 記録写真について、写真が存在しない、記録写真に写された黒板に作業日や作業箇所が明示されていないなど、多数の不備が認められた。また、記録写真に付番された番号の抜けや写真台紙の並びの誤りもあり、写真の整理も適切にされていなかった。</p> <p>この記録写真では履行状況を確認することができないにもかかわらず、所が検査合格とし、契約代金を支払っていることは適正でない。</p> <p>所は、草刈委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>草刈委託の実施確認に当たっては、実施回ごとに作業終了後に、受託者から速やかに履行確認用写真の提出を受け、新たに作成した「草刈委託実施確認シート」を用いて、委託担当者及び課長代理が確認をする体制とし、再発防止を図る。【2-ウ】</p> <p>また、令和5年8月2日に所内打合せを実施し、所長、課長代理、委託担当者及び契約担当者で共有を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○
74	港湾局	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、港湾施設浄化槽等点検清掃及び一般廃棄物汚泥収集運搬について委託契約を行っている。</p> <p>所は、仕様書において、浄化槽の点検清掃の作業前・作業中・作業後の写真を提出することを定めている。</p> <p>令和5年2月17日実施の点検清掃に関する写真を確認したところ、看板の日付が令和3年2月19日となっていた。</p> <p>所が、令和5年2月の点検清掃に係る履行確認の際に提出された写真を十分に確認しないまま、検査合格としたことは適正でない。</p> <p>所は、点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>所は、受注者から正しい履行写真の提出を受け、必要書類の確認を行った。</p> <p>また、令和5年5月に令和4年度のふ頭運営課発注の委託等契約案件の関係書類を点検し、同様の事案がないことを確認した。【1-エ】</p> <p>令和5年5月16日に開催したふ頭運営課課長代理会において本件の内容を情報共有し、検査員（課長代理職員）に対し契約案件に係る提出書類の確認の徹底等、適正な検査の実施を指導した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○

75	港湾局	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>東京港建設事務所では、清掃船について機能維持を目的とした修繕請負契約を締結している。</p> <p>この契約の仕様書では、修繕報告書等の電子納品を求めており、成果物として納品された電子媒体（CD-R）を見たところ、履行期限後に提出されたことが認められた。</p> <p>仕様書記載の「東京都港湾局CALS/EC電子納品運用ガイドライン」によると、完了検査は、納品された電子媒体から出力した印刷物又は電子データによるものとされており、履行期限内に電子納品を求めるべきである。このような不備が認められるにもかかわらず、所が検査合格とし、契約代金を支払っていることは適正でない。</p> <p>所は、清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>所は、修繕報告書等の電子納品を含め、船舶修繕契約に係る履行確認が適正に行われるように、受注者との打合せ時に確認するシートを作成した。</p> <p>【2-U】</p> <p>本シートについては、令和5年5月25日施設整備課課長代理会で共有し、課内職員全員に周知した。今後は、このシートを活用して、履行確認が適正に行われるようにする。</p> <p>【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
76	港湾局	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの	<p>消防法では、事務所や倉庫に設置し維持する消火器については、総務省令で定める技術上の規格に適合しているものでなければならないとされている。この技術上の規格については、総務省令の改正により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日以降は型式失効となった。そして、旧規格の消火器は、特例により、令和3年12月31日まで設置可能とされた。</p> <p>ところで、離島港湾部が令和4年7月に契約した神津島の建築施設に係る劣化診断調査委託の報告書を確認したところ、部が現在倉庫として使用している旧神津島港湾工事事務所に旧規格の消火器が1本設置されており、交換が必要であることが報告されていた。また、部は、この報告書を令和5年1月に受領したが、部によると、監査日（令和5年4月28日）現在、旧規格の消火器の交換を行っていない。旧規格の消火器が、設置可能期限以降も引き続き設置されている状況は適正でない。</p> <p>部は、安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行われたい。</p>	<p>離島港湾部は、現地管理者である大島支庁神津島出張所へ、新たに消火器の購入を依頼した。令和5年5月末までに交換が完了し、適正な消火器の設置を確認した。【1-I】</p> <p>部は、各支庁に対して、令和5年5月11日付通知文により消火器の適正な管理の徹底と旧離島港湾事務所における消火器の点検を依頼するとともに、点検の結果、旧規格の消火器の場合は、速やかに更新するよう指示した。【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○

77	港湾局	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの	<p>港湾事業会計からの支払は、東京都臨海地域開発事業財務規則に基づき、確定した債務について、債権者からの請求書を受領したときは、港湾局準公経理会計システムにより、伝票発行者が、未払金を計上した上でその未払金を支出する支払伝票（兼振替伝票）を発行し、総務部財務課長が審査の上、支出を執行することになっている。</p> <p>東京港管理事務所では、保守点検委託について、委託代金を港湾事業会計から支払っている。この契約に係る令和4年4月分及び5月分の未払計上及び支払処理状況を確認したところ、次のことが認められた。</p> <p>① 所は、7月に発行した会計伝票（伝票番号204・205）と同じ内容のもの（伝票番号259・260）を8月に重複して発行していた</p> <p>② 総務部は、伝票番号259・260により令和4年8月26日付けで支出を執行したが、その後、総勘定元帳から伝票番号204・205が取り消されていないことを把握した</p> <p>③ 部及び所は、伝票番号259・260を会計システムから削除し、伝票番号204・205により令和4年8月26日付けで支出を執行したと会計システムに登録していた</p> <p>ここで、規則第38条では、「伝票発行者は、支出の原因となる債務が確定したときは、証拠書類により振替伝票を発行しなければならない。」と定められている。規則第39条第1項では、「伝票発行者は、支払伝票を発行しようとするときは、勘定科目、所属年度、支払金額、債権者名、印鑑及び支払の目的の適否を調査して支払伝票を発行し、これに債権者の請求書を添付して、特別企業出納員に送付しなければならない。」と定められている。</p> <p>したがって、所が、伝票番号204・205に係る請求書類の不備を把握したにもかかわらず、速やかにこれらの伝票を取り消さなかったことは、規則第38条及び第39条第1項に反している。また、所が、伝票番号204・205を取り消さずに、重複して伝票番号259・260を発行したことは、伝票発行者が支払の目的の適否を調査せずに支払伝票を発行したことになるので、これも規則第39条第1項に反している。</p> <p>本件の会計処理は、所が伝票番号204・205の請求書類の不備を発見し、支払手続を中止した時点で、未払金を計上していたこれらの伝票を取り消し、請求書類の不備が解消した時点で、改めて支払伝票（兼振替伝票）を発行すべきであった。</p> <p>所及び部は、規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消されたい。</p>	<p>総務部財務課は、各部・所で会計伝票の取消しが必要となった場合は、財務課に連絡させ、適切な処理方法を指導することとした。【2-ウ】</p> <p>令和5年8月23日実施の監査結果説明会において、同日付通知文により、各部の経理担当者に対し適切な会計伝票の処理方法について周知及び指導を行った。【2-エ】</p> <p>また、財務課では、毎月月末処理の伝票について各部・所に進捗状況を確認し、翌月のシステム締日までに伝票審査を完了できるようチェックを強化した。【2-ウ】</p>					
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

78	東京消防庁	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	<p>金町消防署は、空調自動制御機器点検保守について委託契約を行っている。</p> <p>本契約の仕様書において、点検保守完了後に記録写真（委任件名及び点検日等を記載した看板を入れ、点検状況を撮影したもの）を速やかに提出させることを定めている。</p> <p>そこで、令和4年7月28日及び29日実施の点検に関する記録写真を確認したところ、看板の日付が令和3年7月20日及び21日となっていた。</p> <p>署は、改めて点検実施日の記録写真を提出させたものの、令和4年7月の点検に関する履行確認の際に、提出された記録写真を十分に確認しないまま、検査合格としたことは適正でない。</p> <p>署は、点検保守委託契約の履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>金町消防署は、令和5年2月21日付通知文により、チェックリストを活用するなどして、委託契約に係る適正な履行確認を徹底するよう周知した。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
								◎
79	交通局	(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について)再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの	<p>電車部は、A庁舎の各設備機器の運転及び管理、点検等の業務及び庁舎の環境衛生に係わる維持管理業務について委託している。当該庁舎には、総合指令所が置かれており、部はセキュリティ対策上の理由から、庁舎の所在等について非公表としている。</p> <p>当該契約の業務のうち、一部は受託者が、一部は再委託先が行い、受託者は再委託先が行う業務についての管理や作業の同行等を行っている。</p> <p>部は、仕様書に、「受託者の作業員は、作業に当たり受託者の発行する身分証明書を携行しなければならない。また、配置する現場責任者及び作業員は、氏名等を予め書類で届けること」と定めている。</p> <p>しかしながら、再委託先については、仕様書に前述の定めがなく、事前に現場責任者についての届がされており作業担当者の届が無いことに加え、現場責任者の変更時に必要な届を求めていなかった結果、事前の届に記載された現場責任者名と作業記録の記載事項に相違があることが認められた。</p> <p>このことは、当該庁舎の特殊性、重要性を考慮すると、セキュリティ対策上適切でない。</p> <p>部は、受託者のみならず、再委託先の現場責任者、作業担当者についても、契約着手時及び変更時に必要な届を提出させ、作業時等に確認を行うなど、管理を適切に行われたい。</p>	<p>電車部は、令和5年7月の点検作業から新たに「作業通知書」の書式を定め、作業実施の前月に再委託先の「作業内容」「責任者」及び「作業員」を報告させることとした。</p> <p>【2-イ】</p> <p>あわせて、部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により部内の全職員へ周知し、同様の契約案件について注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
					◎			○

80	交通局	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの	<p>大島車両検修場は、大島車庫避難階段補修工事の契約を締結し実施している。この工事は、大島車庫にある避難階段を補修するとともに、当該避難階段の近傍にある地上配管を乗り越える台（以下「乗り越え台」という。）を新設する工事である。</p> <p>乗り越え台の仕様について、仕様書の表と図を見ると、表では長さが500mmとなっているにもかかわらず、図では900mmとなっており、寸法が整合していない状況となっている。</p> <p>場は、表と図の寸法が相違したまま契約変更を行わなかったことから、仕様書によれば、完了検査において本仕様書に適合しないものは不合格とする、と記載されているにもかかわらず、仕様書上、2種類の仕様で完了検査を合格とし、支払を行っていることは適正でない。</p> <p>場は、補修工事における仕様書を適正に作成し、仕様書に基づいた完了検査を行われたい。</p>	<p>車両検修場を所管する車両電気部では、今回の指摘を受け、今後仕様書作成を行うに当たっての注意点をまとめ、令和5年8月30日に、部内各課と全事業所の経理担当職員及び契約手続を行う職員48名（大島車両検修場の担当職員4名を含む。）に対し、再発防止に向けたオンライン説明会を実施し、周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎
81	交通局	ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの	<p>資産運用部及び電車部は、システム用機器等のリース契約を締結している。</p> <p>再リース時には、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守付きリース契約では、当初の契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておくべきである。</p> <p>しかしながら、両部の契約において、監査日（令和5年4月25日）現在、月額リース料、保守料を分けた内訳を契約相手方から徴しておらず、適切でない。</p> <p>両部は、リース契約の締結に当たり、月額リース料と保守料とを明確に区分して把握されたい。</p>	<p>資産運用部及び電車部は、ともに令和5年7月に、現契約の受託者から「月額リース料」と「保守料」の明細が分かる内訳書を受領した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>資産運用部は、今回の指摘及び措置内容を、令和5年8月28日に行われた部内ミーティングにおいて、部内の全管理職と各課庶務担当課長代理に周知し、同様の契約案件について注意喚起を行った。</p> <p>電車部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により部内の全職員に周知し、同様の契約案件について注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

82	交通局	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの	<p>都営地下鉄各駅では、窓口処理機により、不足賃等の収受、誤購入乗車券の払戻等、窓口で取り扱った売上げ等に係る売上データや釣銭準備金を含めた現金有り高を管理している。</p> <p>ところで、電車部は、東京都地下高速電車旅客帳票取扱要綱により、窓口引継簿を作成することとし、窓口引継簿は窓口等で取り扱った旅客不足賃等の収受額等や現金有り高を係員の引継交代ごとに記録するため駅操作端末で作成するものとしている。</p> <p>窓口の駅係員は、窓口の担当を始めるときに自分のIDで窓口処理機にログインし、担当を終わる時にログアウトすることで、窓口における取扱者が明らかになる仕組みとなっている。</p> <p>しかし、窓口処理機では、引継ぎ以外の事由によりログアウト・ログインを行っても引継データが作成されるほか、多客などの事由により交代者のログインが実際よりも遅くなり、記録された時間が事実と異なるなど、誤った内容の窓口引継簿が作成される場合もあることから、部は、自動作成された窓口引継簿のPDFを印刷して、手書きで訂正の上、各駅において帳票を保管するよう、各駅務管区を指導している。</p> <p>そこで、大門駅において、訂正後の窓口引継簿を見たところ、交代して窓口を担当した職員が窓口処理機にログインせず、引継ぎの処理ができていない事例が令和4年度中に53回見受けられた。</p> <p>窓口処理機の引継処理は、窓口における売上現金の取扱いを記録し、引継ぎの状況を明らかにするために必要な処理であるから、各駅では窓口担当者の交代時に引継処理を漏れなく行うとともに、部は、各駅に対し指導する必要がある。</p> <p>部は、駅窓口における引継処理を漏れなく行うよう指導されたい。</p>	<p>電車部は、令和5年5月24日の部内区長会において、窓口係員交代時の適正な引継処理について各駅務区長に対して指導をした。</p> <p>【1-エ】 電車部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により部内の全職員へ周知した。</p> <p>【2-エ】</p>
			1	2
			ア	ア
			ウ	ウ
エ	エ			
◎	○			

83	水道局	(スマートメータの設置について) スマートメータを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの	<p>給水装置の新設・改造工事は、施工主の依頼により、指定給水装置工事業者が行うものである。指定給水装置工事業からの工事受付や、必要な水道メータの支給等は、東京水道株式会社が受託しており、会社の各給水管工事業所が行っている。各給水管工事業所では、給水装置工事の場所がスマートメータ設置エリアに該当するか確認し、該当する場合は機械式メータではなく、スマートメータを指定給水装置工事業者に支給する。</p> <p>そこで、スマートメータ設置エリアにおいて給水装置の新設工事がある場合に、スマートメータが支給されているか、世田谷給水管工事業所（以下「所」という。）において、抽出して確認したところ、令和4年9月までに受け付けた工事において、誤って従来の機械式メータが支給されていた事例が認められた。</p> <p>この原因について確認したところ、水道局南部支所が所に局の方針を通知するに当たって、設置時期に関する説明が不十分だったことにより、所の担当者の一部において、給水装置の新設工事の際のスマートメータの支給は、本来、令和4年4月からであるところ、令和4年10月からであると誤解が生じていたことが認められた。</p> <p>局は、スマートメータ設置エリアにおいては、令和6年度までに全ての水道メータをスマートメータにする方針であるため、今回、機械式メータが支給され、設置されてしまった場所については、局の契約により、スマートメータを設置する工事を別途、実施することになる。</p> <p>支所は、所を適切に指導・監督されたい。</p> <p>会社は、スマートメータ設置エリアにおける給水装置工事に関して、指定給水装置工事業者にスマートメータを適切に支給されたい。</p>	<p><局></p> <p>支所から所に対し、令和5年2月13日、支所給水第二課長、委託担当者、所長及び担当者による意見交換会において、スマートメータ設置工事等に係る通知文の内容に疑義が生じた場合は、所は給水管工事に係る関係部署及び東京水道株式会社（以下「会社」という。）との間において相互確認するよう周知した。【2-エ】</p> <p>また、支所から所に対し、令和5年3月20日に開催された同意見交換会において、年度ごとのスマートメータ設置対象エリアの確認・周知と受付整理簿の管理徹底を指示した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>局は、令和5年8月10日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p> <p><会社></p> <p>会社では、全ての給水管工事業所に対して、日々作成・管理しているスマートメータ設置状況に関する受付整理簿について、①局担当者及び本社に定期報告（毎月）すること、及び②スマートメータの適切な支給に関する複数チェックを行う体制を整備することの2点について、令和5年3月9日に通知した。【2-ウ】</p> <p>また、令和5年3月9日、本社から設置対象エリアを所管する給水管工事業所長に対し、各担当者が正確な情報確認を行うため、スマートメータ設置対象エリアを図示した地図を、各所内に掲示するよう指示した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>さらに、令和5年3月22日、スマートメータ設置に関する局からの通知文の内容を正確に把握したうえで改めて各担当者へ周知徹底するよう、給水管工事業所長会において指示した。【2-エ】</p> <p>令和5年4月3日、本社から全ての給水管工事業所長に対して、スマートメータの適正な取扱い及び受付整理簿の管理徹底を指示した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						○	◎

84	水道局	(スマートメータの設置について) 給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、有効期限メータの引換工事等を行わせるため、給水装置工事請負単価契約を複数の工事施行業者（以下「受注者」という。）と締結している。</p> <p>この契約では、受注者が施行後に、工種、数量、適用単価、適用単価と数量から計算された工事代金を記載した工事施行確認願を、管轄の給水管理事務所又は給水事務所に提出し、提出を受けた各所が検査を実施した後、給水管理事務所が支払を行っている。</p> <p>そこで、あきる野給水事務所において、工事施行確認願の記載内容を確認するなどしたところ、機械式の大口径メータをスマートメータに交換する工事において、スマメ通信機器取付工の工種が誤って記載されていたことにより、3万3,605円が過大な支出となっていた。</p> <p>これは、工事施行確認願に計上されている工種を、所が確認すべきところ、その確認が不十分だったことによるものであり、適切でない。</p> <p>所は、給水装置工事請負単価契約の検査を適切に行われたい。</p>	<p>所が過大に支出した3万3,605円については工事受注者へ返還を求め、令和5年2月20日に返還された。【1-ア】</p> <p>所で大口径スマートメータの引換工事を行った際は、工事受注者から提出される工事施工確認願において、工種「スマメ通信機取付工」が含まれていないことを確認した上で、確認願上部の工種欄に書かれた「スマートメータ引換」という文字列に○印を付すよう、令和5年3月9日付けの電子メールにより周知した。</p> <p>本年度においては、令和5年4月14日及び同月17日実施の受注者説明会や、同月19日実施のサービスステーション間の連絡会にて、複数チェックを行うなど、適切な履行に向けて周知徹底した。【2-ウ】</p> <p>局は、令和5年8月10日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎						○	○
85	水道局	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの	<p>「営業事務取扱手続」では、債務者の破産手続が終了し、配当が得られず、残余財産がないときは、不納欠損に該当するとし、この場合においては、サービス推進部が営業所に対して不納欠損の手続を執るよう通知し、これに基づき営業所が不納欠損を決定することとしている。</p> <p>給水管損傷事故に伴う破損弁償金債権について、練馬営業所（以下「所」という。）は平成28年3月11日に調定し、以降、板橋営業所が催告等の債権管理を行っている。</p> <p>監査日において、本件債権の不納欠損が決定されていないため確認したところ、令和3年2月12日に破産手続を終了する旨が官報に公告されていたことが確認された。また、部がこの公告を看過し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知していないことが認められた。</p> <p>部が所に対して不納欠損の手続を執るよう通知しないと所は不納欠損を決定できないだけでなく、破産手続の終了から不納欠損が決定されるまでは収入予定債権が過大になることなどから、部が破産手続の終了を速やかに確認し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知していないことは適正でない。</p> <p>部は、破産手続の終了を速やかに確認し、所に対して不納欠損の手続を執るよう通知されたい。</p>	<p>部は、令和5年2月9日付通知文により不納欠損の手続について通知し、同年2月24日に練馬営業所において不納欠損処理を終了した。【1-エ】</p> <p>部は、破産手続が開始された債権を管理する債権管理一覧表を令和5年4月末に改定し、当該様式に官報検索結果のチェック項目と課長代理確認欄を新設した。【2-ウ】</p> <p>局は、令和5年8月10日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
			○			◎	○

86	水道局	<p>工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事案決定により対処すべきもの</p>	<p>「単価契約業務発注の手引」では、工事請負単価契約に適用できる工事限度額を定めており、水道施設維持補修工事の場合は、原則として、1案件につき1,000万円とし（支所配水課長決定）、やむを得ず1,000万円を超える場合（上限2,000万円未満）は、工事限度額超過理由書を作成し、支所配水課長の決裁を受けることとなっている。1案件とは、原則1指示番号とするが、複数の指示番号であっても、工事の発生原因、場所及び施工時期がおおむね同一である場合には、それらをまとめて1案件とするとされている。手引では、施行過程において上限額を超えると判断される場合は、完成日前までに給水部長協議、支所長決定とするよう定めている。</p> <p>南部支所は、3件の工事を水道施設維持補修工事請負単価契約で行っている。これらの工事について見たところ、発生原因はいずれも、道路工事に伴う水道施設の高調整依頼によるものであり、場所及び施工時期もおおむね同一で、1案件として処理すべきものである。また、3件の工事をまとめると、手引で定めている上限額を超えている。そのため1案件としてまとめ、完成日前までに給水部長協議及び支所長決定案件として対処しなければならなかったにもかかわらず、行われていないことは適正でない。</p> <p>支所は、工事請負単価契約について、手引を遵守し適正な事案決定により対処されたい。</p>	<p>南部支所では、令和5年2月20日に、担当職員に指摘内容を周知し、手引に基づき、適正な事務手続を行うよう指示した。</p> <p>また、人事異動後も適正に事務処理が行われるよう、令和5年4月14日の担当者会議で改めて手引の内容について周知した。【2-エ】</p> <p>給水部では、令和5年2月22日付通知文により、施行過程において上限額を超えると判断される場合は、手引を遵守して適正な事務手続を行うよう関係部署に周知した。</p> <p>また、令和5年3月2日開催の課長代理会では、指摘文及び事実確認書の内容について説明し、通知文に基づき適正な事務手続を行うよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>局は、令和5年8月10日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
87	下水道局	<p>(町屋幹線の整備工事における実施設計について) 実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの</p>	<p>第一基幹施設再構築事務所では、町屋幹線の整備工事のための実施設計を「町屋幹線その2実施設計」で行っている。その後、実施設計の変更を「町屋幹線変更実施設計」で行っている。</p> <p>整備工事では、所は、用地の所管局等と協議し、シールド管が、どの用地の下をどのような線形で通過するか（以下「通過ルート」という。）を確定する必要があった。</p> <p>ところで、所は、「町屋幹線変更実施設計」において、工事変更を4回行っているが、第1回及び第4回工事変更は、シールド管を財務局の土地に布設するためのものである。</p> <p>しかし、所は、「町屋幹線その2実施設計」では、通過ルートが確定していないまま、仮定に基づき設計図及び数量計算書等を作成させ、実施設計委託を完了としている。実施設計とは、工事を発注するために必要な設計図、数量計算書、施工計画書等を作成することであるから、所が「町屋幹線その2実施設計」において通過ルートを確定させていないことは、適正でない。</p> <p>所は、実施設計において通過ルートを確定した上で、設計図、数量計算書、施工計画書等を作成されたい。</p>	<p>建設部は、令和5年6月8日に開催した設計関連課長会で、実施設計において確実に通過ルートを確定させるよう周知した。【2-エ】</p> <p>さらに、令和5年7月6日に開催した部門所長会において、建設部長から各所長に対し、作業手順を踏んで実施設計を行うよう注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>第一基幹施設再構築事務所は、令和5年8月29日に開催した所内の会議において、今回の事例を改めて共有し、実施設計の目的を周知するとともに、実施設計において通過ルートを確定する必要性について職員に再確認させた。【2-エ】</p>				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ

88	下水道局	(町屋幹線の整備工事における実施設計について) 実施設計において支障物調査を行うべきもの	<p>第一基幹施設再構築事務所では、町屋幹線の整備工事のための実施設計を「町屋幹線その2実施設計」で行っている。その後、所は、「町屋幹線変更実施設計」において工事変更を4回行っている。</p> <p>第2回及び第3回工事変更は、立坑位置及び形状を変更する必要が生じたために行ったものである。</p> <p>しかしながら、立坑の築造を予定している場所について地下埋設物(支障物)を調査しなければ立坑位置を確定できないにもかかわらず、所は「町屋幹線その2実施設計」で支障物調査を行わないまま設計図及び数量計算書等を作成させ、実施設計委託を完了としている。実施設計とは、工事を発注するために必要な設計図、数量計算書、施工計画書等を作成することであるから、所が「町屋幹線その2実施設計」において支障物調査を行っていないことは、適正でない。</p> <p>所は、実施設計における立坑位置の確定に必要な支障物調査を行われたい。</p>	<p>建設部は、令和5年6月8日に開催した設計関連課長会において、立坑築造等の検討の際には、必要な支障物調査を行うことを徹底するよう各事務所の設計担当課長に周知した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>さらに、令和5年7月6日に開催した部門所長会において、建設部長から各所長に対し、実施設計における必要な支障物調査の実施の徹底について注意喚起した。【2-エ】</p> <p>第一基幹施設再構築事務所は、令和5年8月29日に開催した所内の会議において、必要な支障物調査を十分に行わなかった事例を改めて共有し、立坑築造等の検討をする際には、各埋設管理者の台帳等による支障物調査に加えて、現地での確認を徹底するよう周知するとともに、その必要性について職員に注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎
89	下水道局	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの	<p>「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」では、工事を中止した時期が準備工期間だった場合には積上げ積算で算出し、また、本工事施工中だった場合(3か月以内)には、一定の算式に当てはめる簡便法により算出を行うと定めている。</p> <p>中部下水道事務所は、工事の一部一時中止を行い、それに伴う増加費用の算定をしている。</p> <p>この工事は、令和2年4月10日に着手し同年8月中旬まで準備工期間としていたが、所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため同年4月13日から同年5月29日まで工事を一部一時中止とした。</p> <p>しかしながら、所は、準備工期間であるにもかかわらず、受注者に対し費用の明細書等の提出を求めずに本工事施工で適用する簡便法を用いて算出を行っており、適正でない。</p> <p>所は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行われたい。</p>	<p>建設部は、令和5年7月31日付通知文により、工事の一部一時中止に伴う増加費用についてはガイドラインに基づき適正に算定するよう各事務所へ周知した。【2-エ】</p> <p>また、算定方法の確認が容易に行えるよう、中止経費算定チェック表を新たに作成し、令和5年8月25日付通知文により各事務所へ周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>中部下水道事務所は、令和5年8月10日に職場研修を実施し、指摘事項の周知とともに、ガイドラインに沿った算定を行うよう注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、変更設計書のチェックや決裁時において、担当者が中止経費算定チェック表を運用している。</p> <p>【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

90	下水道局	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの	<p>中部下水道事務所は、交通管理者との協議に時間を要するため、準備工期間中の令和2年6月3日に同年10月28日まで工事を一部一時中止としていたが、協議が整ったため、同年9月28日に工事の中止を解除し、本工事施工を開始している。</p> <p>そこで、中止に伴う増加費用について見たところ、所は、次の状況が認められたにもかかわらず、本工事施工とみなし簡便法により算定している。</p> <p>① 所は受注者に令和2年9月27日まで本工事の施工を開始させておらず、また、受注者から提出された作業日報を見ても、同月28日から本工事作業を開始している。</p> <p>② 受注者は、令和2年6月から同年9月までの作業報告について、準備作業に関する経過報告書を毎月報告している。</p> <p>③ 受注者は、令和3年10月8日に一部一時中止に伴う増加費用の請求を行っており、請求書に添付された工程表上、一部一時中止期間中は準備工の期間となっている。</p> <p>所及び建設部は、受注者からの施工計画書を承認した日（本件では、令和2年7月22日）以降は工事施工とみなすことができることから、簡便法により算出するとしている。</p> <p>しかし、工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）には、施工計画書の承認をもって本工事施工とみなし簡便法で算出するとの定めはない。</p> <p>所は、受注者に本工事施工を開始させていないのであるから、増加費用については積上げ積算で算出すべきであり、簡便法により算出していることは、適正でない。</p> <p>部及び所は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定において、ガイドラインに基づかずに施工計画書の承認日により算定方法を判断しているのは、適正でない。</p> <p>部及び所は、工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直されたい。</p>	<p>建設部は、令和5年7月31日付通知文により、準備工期間から本工事施工中の期間に移行する場合の明確な判断基準を定め、各事務所において増加費用の算出が適正に行われるよう図った。【2-エ】</p> <p>また、算定方法の確認が容易に行えるよう、中止経費算定チェック表を新たに作成し、令和5年8月25日付通知文で各事務所に周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>中部下水道事務所は、令和5年8月10日に職場研修を実施し、指摘事項の周知とともに、ガイドラインに沿った算定を行うよう注意喚起した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、変更設計書のチェックや決裁時において、担当者が中止経費算定チェック表を運用している。</p> <p>【2-ウ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						◎	○

91	下水道局	契約金額の変更により設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの	<p>工事請負契約においては、発注者が設計図書等を提示し、入札参加者は設計図書等により明確に定義された構築物の建設等をするために必要な金額を入札し、原則として、最も低い金額で入札した者と入札金額で契約する。契約手続に当たっては、契約金額の上限として設計金額に基づいて予定価格を定める。設計金額を構成する単価及び仮設費等は、都の内部規定である積算基準に基づき積算するもので、設計図書等に明示されるものではない。</p> <p>したがって、仮に積算基準に照らして、単価及び仮設費等が誤ったものであり、その結果、設計金額が誤っていたとしても、設計図書等の内容自体には影響しない。発注者側の違算による予定価格の誤りと受注者側の積算自体には直接関係がなく、契約は、設計図書等に基づき受注者側が積算した適正な契約金額で締結されていることとなる。契約変更を行う必要があるのは、設計図により示した構築物の形状や仕様書に記載した事項が変更になるなどの設計図書等の内容が変更となる場合である。</p> <p>以上のことから、設計図書等の変更を伴わない、設計金額の積算誤りのみを理由として、契約金額を変更することは、制度的には本来想定されておらず、設計図書等により定めた契約の目的物を確実にかつ最も経済的に入手することを目的とする入札制度の趣旨を阻害しかねない。</p> <p>そこで、第二基幹施設再構築事務所において、工事に係る契約変更内容を見たところ、</p> <p>① 所は、森ヶ崎水再生センター東処理施設仮設揚陸棧橋の防食工事を行っているが、この工事の設計において、防食工等の積算単価を誤っていたためとして、契約変更を行っている。</p> <p>② 蛇崩川増強幹線を整備しているが、この工事の設計において、誤って積算したためとして、契約変更を行っている。</p> <p>これらは、所が、設計図書等の変更を伴わない単価及び仮設費等に係る積算の誤りを理由とした契約金額の変更を実施しているものであり、また、経理部がこれに基づき契約変更手続を行っていることは、適正でない。</p> <p>所及び部は、契約金額の変更に当たり、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意されたい。</p>	<p>第二基幹施設再構築事務所は、令和5年4月27日及び同年8月3日に開催した所内会議において、適正な積算のための留意点や設計書を確認する際の着眼点について職員に周知の上確認させるとともに、本事例の内容を改めて共有し、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いを適切に行うことを確認した。また、令和5年8月3日に実施した職場研修において、違算事例等を基に、起こしやすいミスや違算が及ぼす事業への影響等について理解させ、改めて注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>建設部は、令和5年6月8日に開催した設計関連課長会、同年7月6日に開催した部門所長会及び同年8月2日に開催した工事主幹課長会において、違算が及ぼす影響等について周知するとともに、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いについて留意するよう注意喚起を行った。</p> <p>さらに、積算単価の誤りを防止するため、積算チェックリストに新たな項目を追加するとともに、令和5年7月28日に職場研修を実施して、本事例を共有し、適正な積算のための留意点や設計書確認時の着眼点について職員に周知の上確認させた。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p> <p>経理部は、令和5年4月25日に開催した部課長会及び同月27日に開催した契約課課長代理会において、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いについて留意するよう注意喚起を行った。【2-エ】</p>						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									○	◎

92	下水道局	雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの	<p>建設部及び第一基幹施設再構築事務所は、みやぎ水再生センター雨水ポンプ棟の再構築を行っている。部は、基本設計・実施設計を行った上で、躯体については委託により、ポンプ設備については部の直営により、それぞれ詳細設計を行っている。</p> <p>これらの設計に基づき、所は、工事により躯体を築造し、ポンプ製作・据え付けや配管を行っているが、この工事において、躯体の開口部を変更する工事変更を行っている。</p> <p>ここで、配管に必要な作業員や仮設足場の出入口が必要であるのに、あらかじめ開口部を設けず、耐震壁に開口部を新設し、配管後に閉塞したものであり、本来は、当初から必要な開口を前提として設計を行うべきものがあった。</p> <p>また、ポンプ所の稼働後において、降雨により雨水ポンプが稼働する度に、雨水槽の底に残った雨水を排除するバルブの点検・補修を行う場所に立ち入るための垂直のはしごを手すりや踊り場のある階段に変更することを目的に床面の開口を拡幅したものであり、維持管理要員の安全確保を考慮すれば、当初から階段を設置するものとして設計すべきものがあった。</p> <p>部は、雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり、配管に必要な作業員等の出入口や安全に維持管理を行うために必要な開口を設定されたい。</p>	<p>建設部は、令和5年4月14日に開催した合同職場研修において、指摘事項の内容について設計担当者に周知し、注意喚起した。</p> <p>また、令和5年4月25日に開催した課長代理会においても、指摘事項の内容について改めて周知し、注意喚起した。【2-エ】</p> <p>さらに、躯体の設計時点における施工や維持管理の確実性及び容易さ等の検討不足を防止するため、設備再構築に伴う建設工事の実施設計チェックリストを作成し、令和5年8月22日に開催した課長代理会において、チェックリストの運用について周知徹底した。【2-ウ】</p> <p>加えて、設計時点において、施工や維持管理の確実性及び容易さ、経済性及び耐震性を考慮した上で必要な開口を設定するよう、令和5年8月28日付通知文により設計部署内に周知した。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
						○	◎
93	下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの	<p>施設管理部は、事業に必要な機器等の借入れを行うため、リース契約を締結している。</p> <p>サーバ機器の賃貸借契約の仕様書には、「保守対象となる物件は、本契約で調達する全ての機器等」と定めている。しかし、機器の内訳を見たところ、保守を必要としないものが含まれており、適切でない。</p> <p>また、当初のリース契約に係る積算において、内訳書では、保守料に関して、リース期間全体の見積金額と、保守が必要な機器等の価格に保守料率を乗じて得た金額とを比較し、低廉な方を採用すると記載されている。</p> <p>しかし、部は、保守が必要な機器等の価格に、上述した保守を必要としないものを含めて算定しており、適切でない。</p> <p>部は、保守対象の設定及び積算を適切に行われたい。</p>	<p>総務部は、令和5年4月21日に開催した令和5年度第1回システム連絡調整会議において、各部システム所管担当者向けに指摘事項の内容及びリース契約の適切な積算方法について周知した。また、システム連絡調整会議の資料について、令和5年4月20日付けで局内の職員用ポータルサイトに掲載した。【2-エ】</p> <p>施設管理部は、連絡調整会議での周知内容を踏まえ、今後新たに発注するリース契約から、保守対象外の機器等を仕様書で規定するとともに、積算においても保守対象外の機器等は算定から除外することとし、来年度の準備契約に向けた手続の開始時期に間に合うよう、令和5年8月2日付通知文により部内全職員宛てに改善内容の周知を行い、再発防止を図った。また、同部は、総務部が局内の職員用ポータルサイトに掲載した連絡調整会議の資料を周知し、今後も通知文等による周知を継続することで再発防止の徹底を図っていくこととした。【2-エ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
							◎

94	下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの	<p>施設管理部は、事業に必要な機器等の借入れを行うため、リース契約を締結している。</p> <p>再リースを行う際には、一般的にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守を含むリース契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておく必要がある。</p> <p>ところで、イオンクロマトグラフ分析装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置のリース契約について、手順書に沿って仕様書に賃借内訳書を作成、提出するよう定めているかを確認したところ、仕様書に定めはなく、適切でない。</p> <p>部は、月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう、仕様書に定められたい。</p>	<p>総務部は、令和5年4月21日に開催した令和5年度第1回システム連絡調整会議において、各部システム所管担当者向けに指摘事項の周知及びリース契約の契約締結後の賃借内訳書徴取の必要性について周知した。また、システム連絡調整会議の資料について、令和5年4月20日付けで局内の職員用ポータルサイトに掲載した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>施設管理部は、連絡調整会議での周知内容を踏まえ、今後新たに発注するリース契約から、賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書で定めることとし、来年度の準備契約に向けた手続の開始時期に間に合うよう、令和5年8月2日付通知文により部内全職員宛てに改善内容の周知を行い、再発防止を図った。また、同部は、総務部が局内の職員用ポータルサイトに掲載した連絡調整会議の資料を周知し、今後も通知文等による周知を継続することで再発防止の徹底を図っていくこととした。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
95	教育庁	(遊具安全点検委託について) 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの	<p>都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>点検結果を見たところ、5つの遊具について使用不可という判定がされていた。八王子盲学校は視覚に障害のある生徒が通っているため、生徒の屋外活動時(校庭等を含む)には必ず教員等が付き添うこととされている。このため、付添いの教員等が遊具の使用不可を明確に認識することが出来るよう対策を行う必要があるが、監査日(令和5年5月10日)現在、現地を確認したところ、使用不可と判定された3つの遊具に、使用禁止処置を講じていないことが認められた。</p> <p>幼児・児童・生徒の安全を確保するためにも、使用不可とされた遊具については、ロープで封鎖する等誰もが明確に認識できるような、使用禁止処置を速やかに講じることが重要である。</p> <p>学校は、点検結果が使用不可である遊具について、速やかに使用禁止処置を講じられたい。</p> <p>部は、各学校の遊具の安全管理について指導されたい。</p>	<p>八王子盲学校は、使用不可と判定されたにもかかわらず、使用禁止処置を講じていなかった3つの遊具のうち2つの遊具について、令和5年5月中旬に仮設校舎建設に伴う仮囲いの設置により立入不可とし、同年6月末には撤去した。残り1つの遊具については、指摘後速やかに使用禁止処置を講じた。【1-エ】</p> <p>都立学校教育部は、令和5年6月28日付通知文により、各学校において日常の点検等で危険が確認された際には、囲いやロープで封鎖する等使用禁止処置を速やかに講じ、学校関係者にその旨周知徹底を図るよう全校に通知した。</p> <p>八王子盲学校は、都立学校教育部の通知文に基づき、適正な安全管理を徹底するよう令和5年7月5日に企画調整会議において校内関係者へ周知した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

96	教育庁	(遊具安全点検委託について) 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、各学校へ遊具等の安全点検委託の実施を依頼し、その実施状況について各学校の指導を行っている。八王子盲学校は、この依頼に基づき、遊具の安全点検を委託する契約を締結している。</p> <p>仕様書には、「点検終了後、点検結果報告書及び委託完了届を委託者へ提出の上、検査を受けること」と定められているが、委託完了届の検査日を確認したところ、点検結果報告書が令和5年3月15日の提出にもかかわらず、委託完了届の検査日は令和5年2月22日であることが認められた。</p> <p>仕様書に則り、委託完了届には、報告書を受領した後、検査の上、検査日を記入することが適正である。</p> <p>学校は、点検委託契約に係る検査を適正に行われたい。</p> <p>部は、各学校の点検委託契約に係る検査について指導されたい。</p>	<p>都立学校教育部は、令和5年6月28日付通知文により、適正な事務処理を図るために、教育庁内の研修や説明会への参加、マニュアルの確認、事務処理の主担、副担の必置など複数チェックの徹底などについて改めて全校に通知した。</p> <p>八王子盲学校は、都立学校教育部の通知文に基づき、令和5年6月28日に校内に通知し、適正な事務処理を図るために、マニュアルの周知及び確認を行い、組織的な確認体制の整備を行った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
97	教育庁	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの	<p>墨田工科高等学校では、令和5年1月5日に消防設備点検を行った結果、消火器86本について期限切れにより交換が必要であると判明した。学校は、都立学校における予定価格40万円以上の物品購入契約については、学校経営支援センターが事務手続を行うこととなっているが、センターで購入手続を行った場合、年度内の納品が難しいことから、学校で購入するために契約を2回に分け、同時期に随意契約で分割発注した。</p> <p>しかしながら、消火器には交換期限が記載されていることから、交換が必要となる時期は前もって把握でき、学校は年度当初には適切な購入計画を立てることができたところである。学校が消火器の交換期限を把握していなかった結果、随意契約の分割発注により購入したことは適切ではない。</p> <p>学校は、消火器の交換期限を把握し、適正な購入契約を行われたい。</p> <p>都立学校教育部は、令和4年定例監査における指摘を踏まえ、令和4年9月26日付通知において、各学校の防火管理者に対し校内の防火管理体制の整備について注意喚起を行っているが、このような事態が発生している状況から、改めて消防用設備の適切な維持管理に係る徹底した指導を行われたい。</p>	<p>都立学校教育部は、令和5年8月29日付通知文により、消火器の管理、点検について使用期限の説明や具体的な管理方法を例示した上で、防火管理者業務の更なる徹底について全都立学校宛てに周知した。また、令和5年9月5日の校長連絡会全体会及び令和5年9月19日の経営企画課(室)長連絡会において、本通知に基づく注意喚起を行い、更なる周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>墨田工科高等学校においても、消防設備点検業者から提出される点検結果管理票や消火器に記載されている交換期限を、防火管理者を中心に複数人で確認、把握し、適正な購入契約に向けて消火器購入計画書を令和5年8月24日付けで作成した。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

98	教育庁	非常災害用 備蓄品の配 備を適切に 行うべきも の	<p>都立学校教育部は、地震等の非常災害が発生した場合において、学校に在籍する生徒及び教職員の生命維持に資するため、食糧品等の備蓄品の購入・配備を行っているが、立川国際中等教育学校附属小学校（令和4年4月開校）への備蓄品の配備状況について見たところ、備蓄品の納入は令和4年8月30日であった。</p> <p>「学校危機管理マニュアル」では、学校は、児童・生徒のために食糧・飲料水・毛布を備蓄すること、各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から各物資の納入場所等の確認を行い、教職員に備蓄場所を周知徹底することが規定されている。</p> <p>部は、学校と備蓄品の保管スペースについて適切に調整の上、開校時までに1年生児童70名及び教員5名分の備蓄品の配備を行うべきであった。</p> <p>部は、都立学校における非常災害用備蓄品の配備を適切に行われたい。</p>	<p>都立学校教育部は、「学校危機管理マニュアル」を踏まえ、必要な備蓄品の配備を行えるよう、令和5年9月4日付通知により部内関係部署で共有した。本件を踏まえ今後は準備を徹底していく。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
99	教育庁	(CALL教室等の管理について) 授業用ソフトを経済的に導入すべきもの	<p>各学校では、主に外国語や情報の授業を行うためCALL教室を設置している。</p> <p>都立学校教育部では、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センターで調達する場合を認めている。</p> <p>このため、各学校での調達と東部学校経営支援センターで調達した場合とを抽出して比較したところ、同様の授業用ソフトを調達しているにもかかわらず、各学校での調達は、1台で全端末をカバーする購入契約で、センター契約の場合は、端末ごとのリース契約となっていたが、センター契約での調達の方が経済的であることが認められた。</p> <p>このことについて、部は、センター契約の場合、総価契約のリース契約であり、各学校での調達とは単純に比較できないとしている。</p> <p>しかしながら、同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。</p> <p>過去の定例監査においても、学校ごとに行っている契約をセンターに集約して契約すべき事例があったことを踏まえ、各学校、センター及び部は、授業用ソフトを経済的に導入されたい。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、令和6年度にCALLシステム用機器の更新を予定している学校における授業用ソフトをセンター契約で調達する方向で令和5年8月31日に仕様書を作成した。【2-ウ】</p> <p>都立学校教育部では、令和5年8月31日付通知文により、各学校に対してはセンター契約で調達するよう通知した。</p> <p>指摘された各学校では、今後CALL教室用の授業用ソフトをセンター契約で調達するよう令和5年9月15日に校内周知を行った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

100	教育庁	(教育財産の 目的外使用 許可につい て) 事業者の公 募に係る審 査を適切に 行うべきも の	<p>中央図書館は、食堂等の設置・運営事業者に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。館は、「都立中央図書館食堂・カフェ・自動販売機設置業者募集要項」を定め、事業者を公募により選定している。この選定手続について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>① 要項によると、応募資格要件として、資産状態が良好であることを挙げ、そのことを確認するために、直近2か年の財務諸表を応募時に提出することと定められている。しかしながら、館は、直近1か年の財務諸表のみの提出をもって、この応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>② 要項によると、応募資格要件として、税金を完納していることを挙げ、そのことを確認するために、直近1か年の法人税及び法人事業税に係る納税証明書を応募時に提出することと定められている。しかしながら、館は、法人税の確定申告書のみの提出をもって、応募資格要件を満たすものとしている。</p> <p>③ 応募申込書及び使用許可手続上の事業者名は個人名となっているが、館は、応募資格要件を判断する際に、当該個人が代表取締役を務める法人名での書類を用い、審査を行っている。</p> <p>館は、事業者の公募に係る審査を適切に行われたい。</p>	<p>中央図書館は、書類選考における確認項目について、漏れのないよう令和5年9月4日にチェックリストを作成した。令和5年10月以降の新規使用許可に係る公募の書類選考については、チェックリストに基づき、提出書類の複数チェックや応募資格要件等の十分な確認を行うなど適切に審査を行い、同年9月5日付決定した。</p> <p>【2-ウ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
							◎	

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
101	生活文化スポーツ局	6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoに関する情報提供について	<p>文化振興部は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページを作成し、「Tokyo Museum Collection (通称「ToMuCo」)」という名称でウェブ上に公開している。</p> <p>このホームページには、6つの都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクからもアクセスが可能となっている。</p> <p>6つの都立ミュージアムのホームページについて見たところ、監査日(令和5年1月30日)現在、</p> <p>① 東京都写真美術館・東京都現代美術館においては、各館の収蔵品の検索ページ上にToMuCoへのリンクがあるが、東京都江戸東京博物館・東京都庭園美術館・東京都美術館・江戸東京たてもの園では、トップページの一番下にToMuCoのバナーがあるが収蔵品検索ページ上にはリンクが無く、ToMuCoへのリンクの貼り方が館によって異なっていた。</p> <p>② ToMuCoについてのバナーを見たところ「Tokyo Museum Collection」と名称が記されているのみで、どのような内容のサイトであるかの文言はなく、ロゴのデザインがToMuCoのホームページにおけるデザインと異なっていた。</p> <p>部は、6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoへのリンクの貼り方やバナーデザインを統一するなどして、ホームページを見やすくするとともに、ToMuCoのホームページへアクセスしやすくなるよう検討していくことが望まれる。</p>	<p>文化振興部は、ToMuCoへのリンクが無かった館のホームページについて、監査日(令和5年1月30日)以降速やかにリンクを記載するとともに、各館ホームページのToMuCoのバナーデザインが一部統一されていなかったため、令和5年8月に更新作業を完了した。【1-エ】</p> <p>局は、令和5年3月31日付通知文により、監査指摘事項等を周知徹底するとともに、ホームページの情報が正確であるよう留意し、利用者の利便性に配慮することについて局内に注意喚起することで、再発防止の取組の徹底を行った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○

〔令和4年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
102	港湾局	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの (臨海地域開発事業会計)	<p>地方公営企業法施行規則では、破産更生債権等であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものについては、固定資産の「投資その他の資産」の項目に属するものと定められている。また、破産更生債権等であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く未収金については、流動資産の項目に属するものと定められている。さらに、各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならないとされている。</p> <p>臨海地域開発事業会計において、1年内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等に係る未収金が流動資産に計上されていることが認められた。また、これらの破産更生債権等に係る貸倒引当金についても控除項目として流動資産に計上されていることが認められた。</p> <p>局が、1年内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等及びこれらに係る貸倒引当金を流動資産に計上していることは、適正でない。</p> <p>局は、破産更生債権等を適正な項目をもって表示されたい。</p>	<p>誤って流動資産に計上されていた未収金及び貸倒引当金について、令和5年9月25日に勘定科目の修正を行った。【1-ウ】</p> <p>総務部は、破産更生債権等及びその控除項目である貸倒引当金について、固定資産の適切な勘定科目に計上するために、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において関係各部署に周知した。【2-エ】</p> <p>また、財務課は、破産更生債権等に分類する債権及びその控除項目である貸倒引当金については、今後、決算見込みを算定する段階から、局の計理と情報を共有するように取り組むことを令和5年7月13日実施の打合せにて確認した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○
103	港湾局	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの (港湾事業会計)	<p>地方公営企業法施行規則では、破産更生債権等であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものについては、固定資産の「投資その他の資産」の項目に属するものと定められている。また、破産更生債権等であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く未収金については、流動資産の項目に属するものと定められている。さらに、各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならないとされている。</p> <p>港湾事業会計において、1年内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等に係る未収金が流動資産に計上されていることが認められた。また、これらの破産更生債権等に係る貸倒引当金についても控除項目として流動資産に計上されていることが認められた。</p> <p>局が、1年内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等及びこれらに係る貸倒引当金を流動資産に計上していることは、適正でない。</p> <p>局は、破産更生債権等を適正な項目をもって表示されたい。</p>	<p>誤って流動資産に計上されていた未収金及び貸倒引当金について、令和5年9月25日に勘定科目の修正を行った。【1-ウ】</p> <p>総務部は、破産更生債権等及びその控除項目である貸倒引当金について、固定資産の適切な勘定科目に計上するために、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において関係各部署に周知した。【2-エ】</p> <p>また、財務課は、破産更生債権等に分類する債権及びその控除項目である貸倒引当金については、今後、決算見込みを算定する段階から、局の計理と情報を共有するように取り組むことを令和5年7月13日実施の打合せにて確認した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○

104	交通局	一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの	<p>局は、「引当金についての指針」に基づき、債権の区分ごとに回収不能見込額（貸倒見積額）を算定し、貸倒引当金を計上している。</p> <p>指針では、一般債権については、過年度の不納欠損実績をもとに、貸倒実績率を算定することとし、貸倒実績率は、当該事業年度の不納欠損額を当該事業年度の期首時点の一般債権と貸倒懸念債権等との合計額で除した率としている。</p> <p>そして、一般債権の貸倒引当額の算定については、債権額に、過去3事業年度の貸倒実績率の平均と貸倒懸念債権等への過去3事業年度の移行率の平均の和を乗じた額とするとしている。</p> <p>局の一般債権に対する貸倒見積額の算定方法を見たところ、令和4年度内に破産更生債権の更生計画を認可する決定が行われ免除が確定した不納欠損額が、貸倒実績率の過去3事業年度の平均の算定に含められておらず、また、貸倒懸念債権等への過去3事業年度の移行率の平均も算定に含められていなかった結果、貸倒引当額を0円としていた。</p> <p>指針に基づいて算定した一般債権に対する貸倒引当金が、貸借対照表の流動資産の区分に控除項目として計上されていないことは適正でない。</p> <p>局は、一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定されたい。</p>								<p>局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当金の算定方法について再確認した。【2-エ】</p> <p>また、貸倒引当金を算定する際に使用している計算シートに、「年度末未収金残高のうち懸念債権当年度計上分及び不納欠損額の欄は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と注記を付した。この計算シートを令和5年度の決算から使用することにより、不納欠損実績等の算入誤りを防止し、貸倒引当額を適正に算定する。【2-ウ】</p>							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
													◎	○				

〔令和4年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
105	総務局	建物が登録漏れとなっているもの	建物28,41㎡(大島支庁仲野住宅4号棟自転車置場ほか1件)が登録漏れとなっている。	<p>登録漏れとなっていた財産2件について、令和5年9月1日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>大島支庁総務課は、公有財産の登録に当たり、関係部局と十分な連絡調整を行うとともに、図面等との照合も含めた複数チェックを徹底することを事務引継書に記載した。【2-ウ】</p> <p>また、総務部企画計理課は、令和5年9月12日付通知文により、局内へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>さらに、例年5月に行っている局研修等を通じて、具体的な事例紹介を行い、周知徹底を図る。</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○
106	都市整備局	債権が過大計上となっているもの	債権9億9,000万円(土地区画整理組合等貸付金)が過大に計上されている。	<p>市街地整備部は、令和5年10月31日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。</p> <p>【1-ウ】</p> <p>部は、令和5年8月31日、①各課へ「債権増減異動通知書」の作成依頼を行う際に配布している作成に当たっての留意事項に、調査対象債権とその担当部署も記載し、各課からの回答漏れがないようにすること、②各課から提出された「債権増減異動通知書」を部内関係者(財産調査担当・経理担当)で共有し、複数チェックを徹底することの2点について、担当内で共有した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	
107	環境局	出資による権利が登録漏れとなっているもの	出資による権利2万3,760円((公財)東京都環境公社出せん金(次世代タクシーの普及促進事業基金))が登録漏れとなっている。	<p>登録漏れとなっていた出資による権利2万3,760円について、令和5年5月31日に財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>環境改善部は、令和5年9月5日付通知文により監査結果及びシステムの入力方法に関するマニュアルや入力に当たっての注意点を部内に周知し、再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎					○
108	福祉局	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上となっているもの	(款)分担金及負担金(項)負担金(目)福祉保健費負担金において、不納欠損額が16万1,600円過小に、収入未済額が16万1,600円過大に計上されている。	<p>過小に計上されていた不納欠損額16万1,600円について、令和5年6月29日に、財務会計システムにより登録処理を行った。【1-ウ】</p> <p>子供・子育て支援部は、令和5年9月1日付けで不納欠損登録を行う際のマニュアルを作成し、複数チェックすることで、登録ミスを防ぐこととした。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	

109	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの	<p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 福祉保健費国庫負担金において、調定額及び収入未済額が各 778 万 404 円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額 778 万 404 円について、令和 5 年 7 月 7 日及び同年 8 月 10 日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】</p> <p>(障害者施策推進部) 手続遅延により、変則的な対応（概算払いから確定払いへの切り替え）が発生したことが原因であるため、手続遅延や作業漏れが発生しないよう、負担金業務に係る事務処理手順フローを令和 5 年 8 月 16 日に作成し、周知、引継ぎを徹底した。 また、複数人で事務の進捗を管理できるように、手順フローに進捗を記入する欄を設け、共有フォルダに配置することで、チェック機能を強化した。</p> <p>【2-ウ】 令和 5 年 7 月 31 日開催の部課長会において収入未済の管理の徹底等について周知した。また、令和 5 年 8 月 4 日には、会計事務の適正化について部内へメールによる注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】 収入未済に係る各課の管理台帳と財務会計システムの突合状況について、月 1 回の定期確認を実施することとし、初回は令和 5 年 8 月 23 日に部内への依頼を行った。【2-ウ】</p> <p>(子供・子育て支援部) 本件に係る今後の収入時に収入科目の誤りや振替収支の手続の誤りを生じないよう、事務担当者における引継ぎとして記録を残すこととし、令和 5 年 9 月 1 日に引継資料を作成した。</p> <p>【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○
110	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの	<p>(款) 諸収入 (項) 受託事業収入 (目) 福祉保健費受託事業収入において、調定額及び収入未済額が各 21 万 4,570 円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額 21 万 4,570 円について、令和 5 年 8 月 10 日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>子供・子育て支援部は、本件に係る今後の収入時に収入科目の誤りや振替収支の手続の誤りを生じないよう、事務担当者における引継ぎとして記録を残すこととし、令和 5 年 9 月 1 日に引継資料を作成した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	

113	福祉局	建物が過大登載となっているもの	建物938.37㎡(立川児童相談所)が過大に登載されている。		過大に登載されていた建物について、令和5年7月12日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】 子供・子育て支援部は、施設建設・解体・改修時の財産情報システムへの登録・削除・変更について、今後は工事完了前に本庁部署から対象児童相談所にあらかじめ周知し、処理完了後に報告を受け、適切に処理されていること確認するという一連の手続を徹底することとし、令和5年8月1日に再発防止のためのマニュアルを作成して、担当内で周知した。【2-ウ】		
						1	2
						ア	イ
		◎				○	
114	福祉局	建物が登載漏れとなっているもの	建物3,620.06㎡(足立児童相談所)が登載漏れとなっている。		登載漏れとなっていた建物について、令和5年6月26日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 子供・子育て支援部は、施設建設・解体・改修時の財産情報システムへの登録・削除・変更について、今後は工事完了前に本庁部署から対象児童相談所にあらかじめ周知し、処理完了後に報告を受け、適切に処理されていること確認するという一連の手続を徹底することとし、令和5年8月1日に再発防止のためのマニュアルを作成して、担当内で周知した。【2-ウ】		
						1	2
						ア	イ
		◎				○	
115	福祉局	物品が登載漏れとなっているもの	物品2点(手術用歯科カート2点)が登載漏れとなっている。		登載漏れとなっていた物品2点について、令和5年6月3日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 令和5年9月6日付通知文により、指定管理施設宛てに、注意喚起を行った。【2-エ】 また、同日付けで、物品登録の重複・漏れを防ぐため、現在物品・廃棄物品について記載する様式のチェック方法について資料を作成し、担当・施設で共有した。【2-ウ】		
						1	2
						ア	イ
		◎				○	○
116	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	一般会計(款)諸収入(項)雑入(目)雑入において、調定額及び収入未済額が各116万2,556円過大に計上されている。		過大に計上されていた調定額及び収入未済額各116万2,556円について、令和5年6月8日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 また、商工部は、令和5年9月7日付通知文により、局通知文及び本指摘事項を踏まえた適正な経理事務・契約事務の遂行について部内に周知した。【2-エ】		
						1	2
						ア	イ
		◎				○	

117	産業労働局	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの	一般会計（款）諸収入（項）雑入（目）雑入において、収入済額及び還付未済額が各90万円過大に計上されている。	過大に計上されていた収入済額及び還付未済額各90万円について、令和5年8月22日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 総務部は、本指摘事項を踏まえ、既存の事務マニュアル及びチェックリストを改め、事務処理の流れを明記した。【2-ウ】			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎				○	
118	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利484万7,444円（（公財）東京しごと財団出えん金（サテライトオフィス設置等補助事業））が過大に登載されている。	過大に登載されていた出資による権利について、令和5年7月18日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】 局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 雇用就業部は、令和5年9月8日付通知文により、出えん金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図り、同日に、（公財）東京しごと財団に対しても、同内容の周知を図った。【2-エ】			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎					○
119	産業労働局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	出資による権利6,074万5,015円（（公財）東京しごと財団出えん金（テレワーク活用・働く女性応援事業）ほか1件）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた出資による権利について、令和5年7月20日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 雇用就業部は、令和5年9月8日付通知文により、出えん金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図り、同日に、（公財）東京しごと財団に対しても、同内容の周知を図った。【2-エ】			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎					○
120	建設局	調定額が過小計上となっているもの	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）土木使用料において、調定額が3万300円過小に計上されている。	公園緑地部は、過小に計上されていた調定額3万300円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納登録について、本来行うべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。【2-エ】			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎					○
121	建設局	還付未済額が過小計上となっているもの	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）土木使用料において、還付未済額が28万2,260円過小に計上されている。	公園緑地部は、過小に計上されていた還付未済額28万2,260円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納登録について、本来行うべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。【2-エ】			
	1	2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
		◎					○

122	建設局	収入未済額が過小計上となっているもの	<p>(款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 土木使用料において、収入未済額が31万2,560円過小に計上されている。</p>	<p>公園緑地部は、過小に計上されていた収入未済額31万2,560円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納登録について、本来行うべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○
123	建設局	土地が過大登載となっているもの	<p>土地0.06㎡(神谷町書類倉庫敷地)が過大に登載されている。</p>	<p>第六建設事務所は、過大に登載されていた土地について、令和5年7月13日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】 所は、土地・建物の面積及び筆状況について、公有財産台帳(財産情報システム)に正確に記載されているか、公有財産台帳(財産情報システム)を補正しているかどうか、担当者と課長代理による複数チェックを実施することとした。 所は、令和5年8月22日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、再発防止の取組について注意喚起した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	○
124	建設局	土地が登載漏れとなっているもの	<p>土地21.64㎡(補助第73号線(十条仲原)事業用地(残地))が登載漏れとなっている。</p>	<p>第六建設事務所は、登載漏れとなっていた土地について、令和5年8月8日に、財産情報システムに登録した。</p> <p>【1-ウ】 所は、公有財産台帳(財産情報システム)に入力されている土地の面積及び筆状況について、契約書の内容と相違なく正確に入力されているか、年に1回課長代理と担当者による複数チェックを実施することとした。 所は、令和5年8月22日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、再発防止の取組について注意喚起した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	○

125	建設局	建物が過大登載となっているもの	建物410.66㎡(キリン舎3号ほか4件)が過大に登載されている。	<p>東部公園緑地事務所は、過大に搭載されていた建物377.53㎡(キリン舎3号ほか3件)について、令和5年7月6日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>所は、令和5年6月30日開催の担当打合せにて、用途廃止事由が発生した際には、財産台帳の登録状況を確認し、登録の確認に漏れないかどうか担当職員以外の職員及び課長代理による複数チェックを行うことを周知し、再発防止を図ることとした。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>西部公園緑地事務所は、過大に登載されていた建物33.13㎡(桜ヶ丘公園倉庫)について、令和5年7月7日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>所は、令和5年8月1日開催の課長会にて、指摘事項について周知するとともに、財産登録システム上の台帳閉鎖についても担当者及び課長代理による複数チェックを行うよう注意喚起した。また、建築物等の行政財産を撤去する際には工事課・管理課内で事前に情報共有を徹底することとし、令和5年8月15日付通知文により具体的な再発防止策として周知徹底を図った。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	○
126	建設局	物品が過大登載となっているもの	物品3点(案内板ほか2点)が過大に登載されている。	<p>公園緑地部は、過大に登載されていた物品3点について、令和5年7月12日及び同月24日に、物品管理システムから削除した。【1-イ】</p> <p>部は、指定管理者から使用不適品報告書が提出された際は、物品管理システムを所管する工務担当へ速やかに情報共有するよう令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○
127	港湾局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款)分担金及負担金(項)負担金(目)港湾費負担金において、調定額及び収入未済額が各127万8,046円過大に計上されている。	<p>臨海開発部は、過大に計上されていた調定額127万8,046円について、令和5年7月24日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】</p> <p>部は、令和5年8月17日付通知文により、今後は、歳入調定事務において収入科目を入念に確認すること及び会計処理に当たり複数チェックを徹底することを担当内に周知した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○

128	港湾局	収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの	(款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 港湾使用料において、収入済額が5万292円過大に、収入未済額が5万292円過小に計上されている。	<p>経理担当において、出納整理期間中に過年度調定分の収入未済に係る納付案件があった場合、当該収入金額が正しい年度帰属となっているか確認する。</p> <p>以上の取組を、令和5年9月12日に開催した東京港管理事務所・課長会で周知した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	
129	東京消防庁	建物が登載漏れとなっているもの	建物81.50㎡(志村消防団第10分団本部施設)が登載漏れとなっている。	<p>登載漏れとなっていた建物について、令和5年6月6日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>庁の財産登録を担当する総務部は、令和5年6月1日、施設課管財係内会議において登載漏れ事案が発生したことを周知し、再発防止についての検討を行った。【2-エ】</p> <p>この検討結果を踏まえ、令和5年6月27日付通知文により、財産登録案件の把握や登録状況の管理を行うとともに、財産情報システムの出力帳票を活用した複数チェックを行うこととした。【2-ウ】</p> <p>さらに、これらの財産の登録漏れに係る再発防止策について、令和5年8月24日付通知文により、課内に周知した。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		○				◎	○
130	東京消防庁	物品が過大登載となっているもの	物品1点(工業用テレビジョン装置)が過大に登載されている。	<p>過大登載となっていた物品1点について、令和5年6月30日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>新宿消防署は、令和5年6月30日付通知文により、過大登載の原因究明、登録根拠書類の処理フローや登録後の確認要領の整理などの再発防止策を担当係内に周知した。【2-ウ】</p> <p>総務部経理契約課は、担当者用の処理表を作成し、庁内の職員用ポータルサイトに掲示し庁内で共有することにより、物品の登録漏れ及び過大登載の再発防止を図った。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		○				◎	

131	東京消防庁	物品が登載漏れとなっているもの	物品2点（工業用テレビジョン装置）が登載漏れとなっている。		登載漏れとなっていた物品2点について、令和5年6月15日及び同月30日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 昭島消防署及び新宿消防署は、令和5年6月15日付通知文及び同月30日付通知文により、それぞれ、過大登載の原因究明、登録根拠書類の処理フローや登録後の確認要領の整理などの再発防止策を担当係内に周知した。【2-ウ】 総務部経理契約課は、過年度の登載漏れ及び過大登載を防ぐ担当者用の処理表を作成し、庁内の職員用ポータルサイトに掲示し庁内で共有することにより、物品登録漏れの再発防止を図った。【2-ウ】		
						1	2
						ア	イ
		○				◎	
132	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（款）諸収入（項）雑入（目）納付金において、調定額及び収入未済額が各536円過大に計上されている。		総務部は、過大に計上されていた調定額及び収入未済額536円について、令和5年8月24日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 総務部は、会計年度任用職員の支出処理を行う際、一連の事務作業の中で処理する組織名が異なるため、調定処理後に出力される調定登録確認書において、処理を行った組織名に誤りがないか複数の給与担当者による複数チェックを徹底する。 また、事務処理の確認ができるよう、支出命令書等の取り消しを行った際に出力される取消確認書を保存することとした。 令和4年度以前にも対応不備があったことを勘案し、今後は庁の経理部門においても財務会計システム上から出力される帳票を用いて、歳入の確認を行うことで再発防止を徹底する。 以上のことを、令和5年7月19日及び同月20日に、総務部担当者内で打合せを行い、周知徹底した。【2-ウ】		
						1	2
						ア	イ
		◎				○	
133	教育庁	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの	（款）諸収入（項）雑入（目）雑入において、調定額及び収入済額が、213万3,000円過大に計上されている。		都立学校教育部は、他局との合築建物に係る契約解除の会計事務等について事務処理を行った経験がなかったことが誤りの原因であったため、前例がない案件が発生した場合には、その都度会計管理局に手続を確認し、誤りがないように留意することを、令和5年8月22日通知により担当者間で改めて周知し、注意喚起を行った。【2-エ】		
						1	2
						ア	イ
							◎

134	教育庁	支出済額が 過大計上と なっている もの	(款) 教育費 (項) 施設整備費 (目) 都立学校整備費 (節) 委託料に おいて、支出済額が、213万 3,000円過大に計上されている。	都立学校教育部は、他局との合築建 物に係る契約解除の会計事務等につ いて事務処理を行った経験がなかつたこ とが誤りの原因であったため、前例が ない案件が発生した場合には、その都 度会計管理局に手続を確認し、誤りが ないように留意することを、令和5年 8月22日通知により担当者間で改め て周知し、注意喚起を行った。 【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
135	教育庁	物品が過大 登載となっ ているもの	物品5点(数値制御工作機ほか4 点)が過大に登載されている。	各学校は、削除漏れとなっていた物 品5点について、令和5年8月28日 までに物品管理システムに削除登録を 行った。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス テムの登録が遅れている学校に対し て、登録の指示を速やかに行うことを 令和5年8月3日に行った打合せによ り周知徹底した。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○
136	教育庁	物品が登載 漏れとなっ ているもの	物品8点(プリント基板加工機ほか 7点)が登載漏れとなっている。	各学校は、登載漏れとなっていた物 品8点について、令和5年8月30日 までに物品管理システムへ登録を行っ た。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス テムの登録が遅れている学校に対し て、登録の指示を速やかに行うことを 令和5年8月3日に行った打合せによ り周知徹底した。【2-エ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○

令和 5 年 度
登 録 第 8 号

令和 5 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 2 回）

令和 5 年 1 2 月 発 行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03（5321）1111（代表）
都庁内線 55－531
03（5320）7017（直通）

URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社
電 話 03（3433）1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています